

健康福祉部の主要施策と対応方針

健康福祉総務課	1
地域福祉課	2
医療政策課	5
医師確保対策室	9
健康推進課	11
がん対策推進室	15
高齢者福祉課	16
地域包括ケア推進室	18
青少年家庭課	21
子ども・子育て支援課	25
障がい福祉課	28
薬事衛生課	33

(参考資料)

令和7年度当初予算及び各課主要事業の概要	36
人員配置表	71
組織図	72
各課の所掌事務	74

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

健康福祉総務課

1. 組織・人員・予算の確保

- (1) 人材確保が年々厳しくなる中で、複合化・複雑化する課題に対応するため、部内関係課の横断的な連携体制や、地方機関相互の連携強化を進め、一層効率的・効果的に施策を推進するため、必要に応じて組織・人員体制の見直しの検討を進めるとともに、必要となる予算を確保する。

2. 健康危機管理への対応

- (1) 各課と連携し、部内で健康危機管理事案に迅速に対応できる体制を確保する。
- (2) 原子力災害時における社会福祉施設等の避難対策について、実効性のある避難計画の作成支援と避難訓練の実施に取り組む。

3. いきいきと働きやすい職場環境づくり

- (1) 部長と中堅・若手職員等との意見交換や、各所属での朝礼・終礼、月1回以上の話し合い等を通じて、いきいきと働きやすい職場環境づくりを促進する。
- (2) アウトソーシング、AI・RPAの活用や業務のスクラップ等業務見直しを行う。

4. 職員の人材育成

- (1) 全庁的な取組計画による研修に加え、部内各課の施策に関する勉強会や若手職員向けの勉強会を開催し、関係課・関連施策との更なる連携、職員間の交流、意欲の向上を促進する。

5. 保健所の支援

- (1) 共同設置した松江保健所を始め、各保健所の円滑な運営に向け、必要な支援を行う。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

地 域 福 祉 課

1. 地域福祉の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援や住民主体の見守り・支え合い活動の普及、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進などに取り組む。

民生委員・児童委員活動について、引き続き制度の周知を図り、県民の理解を深め、活動しやすい環境づくりを進める。

(1) 包括的な支援体制の構築

①市町村へ先進事例の情報提供や重層的支援体制整備事業の制度説明を行い、包括的な支援体制の早期構築につなげる。

②健康福祉部内及び県社会福祉協議会との情報共有と連携強化を図りながら、市町村や市町村社協に対する、より効果的な支援策を検討し、実施する。

(2) 民生委員の一斉改選

①令和7年度は3年毎に行われる委員の一斉改選の年であるため、市町村と連携して適切に事務処理を行う。

(3) 成年後見制度の利用促進

①市町村職員の成年後見制度に関する理解が進むよう各種研修の開催により支援する。

②市町村において早期に地域連携ネットワークの体制整備が図られ、また担い手の確保育成が進むよう、広域的な見地から必要な支援を行う。

2. 経済的な困窮者（経済的に困窮する住民）の生活支援と（就労を含む）自立促進

物価高騰やコロナ禍の支援策であった生活福祉資金特例貸付の償還等により生活に困窮する住民のさらなる増加が見込まれることから、既存の支援制度の周知を図り、確実に支援に繋げていく。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携体制の構築を働きかけるとともに、市町村の自立相談支援機関において、経済的に困窮する住民に対して、さらにきめ細かな支援が行われるよう県の支援内容の充実を図っていく。

(1) 生活保護法施行事務の適正実施

- ①福祉事務所に対し、生活保護の申請権を侵害しない取り扱いや自立相談支援機関との連携の推進等について周知徹底を図る。
- ②福祉事務所における制度の適正な運用及び実施水準の向上のため、各種研修を実施する。
- ③監査職員の育成に組織的に取り組む。
- ④町村福祉事務所に対する技術的助言等の支援を継続する。

(2) 生活困窮者自立支援の充実

- ①支援対象者の早期把握等に向け、自立相談支援機関の周知を図るとともに、関係機関との連携や体制整備等の事例について情報提供を行う。
- ②自立相談支援機関の支援の質の向上に向け、研修や事例検討会、情報交換会等について、現場のニーズを踏まえた内容の充実を進めるとともに、アドバイスを行う専門家を紹介する。
- ③自立相談支援機関の人件費を助成することにより体制強化を支援する。
- ④生活困窮世帯の子どもの将来の自立を支援するため設けられている「子どもの学習・生活支援事業」の取組が充実・拡大するよう、市町村に対して、学校と福祉との連携を推進する支援員の配置経費等の一部補助や好事例の紹介を行う。

(3) 子どもの貧困対策

- ①「しまねっ子すくすくプラン」に基づく子どもの貧困対策を、関係部局、市町村と連携しながら進める。

(4) 再犯の防止

- ①「更生支援コーディネーター」の派遣により、刑事司法や保健・福祉関係機関などが連携した福祉的支援体制の構築を支援する。
- ②研修会の開催や情報提供などにより、市町村の再犯防止の取組を支援する。
- ③「再犯防止推進計画」が令和7年度に終期を迎えることから、必要な改定を行う。

3. 福祉サービスの基盤確保と質の向上

社会福祉法人が、法令等に基づき、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手として役割が果たせるよう、法人等に対する的確な指導・監査を実施するとともに、法人のガバナンスのもと、適切な運営の確保と福祉サービスの向上に向けた支援を行う。

(1) 社会福祉法人に対する指導・監査等

- ①県所管法人・施設・事業所の適切な運営を確保するため、指導・監査等を実施する。
 - ・社会福祉法人の制度改革後の理解促進に向けた、法人等への的確な指導助言
 - ・重点事項の設定による実効性の高い指導・監査の実施と改善指導の確実な実施
 - ・指摘基準及び調書の見直しなど、各事業課との連携による統一性の確保
 - ・小規模社会福祉法人等の経営基盤強化と地域ニーズを踏まえた法人間の連携・協働化等の推進
- ②市の所轄庁業務に対して、必要な助言及び資料提供等の支援を行う。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

医療政策課

1. 看護職員の確保

(1) 関係機関との連携強化による確保対策事業の推進

県内の病院においては、産休育休取得者の増加、夜勤人員の慢性的な不足等により、病床の見直しが行われ、また訪問看護などのため専門性の高い看護師の育成も必要とされている状況において、看護協会、医療機関、看護師等学校養成所と課題を共有、連携を図り、効果的な看護師確保対策事業に取り組む。

(2) 島根「ふるさと」看護奨学金の貸与

島根「ふるさと」看護奨学金「U I ターン枠」「過疎・離島枠」「助産師枠」の貸与等により県内就業の促進を図る。

(3) 病院の看護職員確保及び離職防止対策の支援

病院が行う看護職員等確保の取組や、離職防止に向けた働きやすい職場環境づくりの取組を支援する。

(4) 特定行為ができる看護師の養成

特定行為研修の受講促進の方策について関係機関・団体と連携して検討を進めるとともに、受講経費等の支援を行う。

(5) 認定看護師の養成

認定看護師教育課程（認知症看護分野）を開講し、専門性の高い看護師を養成する（R7は開講準備）。

(6) 訪問看護師の確保・育成

「訪問看護支援センター」において、地域の訪問看護ステーションの人材確保・育成を支援する。

(7) 助産師の確保・育成

持続可能な周産期医療提供体制の構築に向け、看護奨学金（助産師枠）の貸与や、助産師出向支援事業などにより、助産師の確保や育成に取り組む。

(8) 県内高校生の県内進学・県内就職対策

県内の高校生が看護師を目指し、県内外の大学や養成所から県内の病院に就職してもらうための効果的な方策を、高校・養成所・大学及び病院の関係者の意見を聞きながら検討する。

2. 地域医療構想と医療提供体制の構築

(1) 現行の地域医療構想への対応

圏域での議論や取組を引き続き進めるとともに、令和6年度に県全体を推進区域に設定し、区域対応方針を策定した。救急、周産期、がんについて県全体で医療提供体制を支える方策を各領域で議論、検討するとともに、それに必要な医療従事者の確保、医療DXの推進を図る。

(2) 新しい地域医療構想への対応

国で検討が進められている新しい地域医療構想の検討状況を注視し（令和7年度ガイドライン発出予定）、大学、医師会、拠点病院、市町村などの関係者への情報提供や意見交換を始めるなど、構想策定に向けて準備を進める。

3. 救急医療体制の維持充実

(1) 広域搬送体制の確保

ドクターヘリや防災ヘリ等の円滑な運用に向け、運航調整委員会や症例検討会等でドクターヘリ運航要領や症例の検討を行い、効果的なヘリ運用体制の構築に取り組む。

(2) 救急医療体制のあり方検討

医師の働き方改革の影響や、地域医療構想の議論を踏まえ、県全体で今後の救急医療体制のあり方について、救急医療連絡会議で検討する。

4. しまね医療情報ネットワーク「まめネット」の推進

国の医療DX、全国医療情報プラットフォームを注視しつつ、まめネットを活用した病病・病診・多職種間での情報共有を進めるとともに、モデル事業で培った好事例を横展開し、地域の医療・介護連携の強化に取り組む。

5. 在宅医療の推進

(1) 在宅医療の拡大・充実支援

基金事業を活用し、市町村が在宅医療の支援に積極的に取り組むよう働きかけていくとともに、病院や郡市医師会による在宅医療への取組にも支援を行う。

(2) 医療連携推進コーディネーターの配置

郡市医師会単位を基本に医療連携推進コーディネーターを配置し、現場主導型で関係機関の役割分担や在宅医療提供体制の推進、県民への普及啓発等に取り組む。

(3) 在宅医療介護連携推進事業（県医師会委託）

関係団体、有識者等で構成する研究会の開催、実務者向け研修・啓発等に取り組むとともに、各圏域の議論が進むよう市町村等に働きかける。

(4) 特定行為研修修了看護師の活用促進

在宅医療の現場での修了看護師を活用した特定行為の実践に向け、在宅医療を担う医師及び訪問看護ステーションに対する制度の周知、活用の好事例の広報、研修会の開催等、関係機関・団体と連携して取り組む。

6. 災害医療体制（一般災害）の充実

災害時の医療救護活動の実効性向上のため、関係機関と連携し体制の充実に取り組む。また、DMAT隊員の更なる養成や、各種訓練への参加により災害時の体制強化を図る。

7. 原子力災害医療体制・原子力災害防護体制の充実

(1) 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤配布計画に基づく備蓄、説明会や薬局での事前配布を着実に進めるとともに、配布率向上のため、郵送配布等の実施を検討する。

(2) 原発事故時の患者避難と転院調整

原発事故時の入院患者や在宅の透析患者の避難について、県内の避難元・避難先病院への説明や訓練、県透析医会との連携、受入先となる山陽3県との意見交換などを通じて、転院調整の具体化を進め、実効性の向上を図る。

8. 医師の働き方改革への対応

医師の時間外勤務の上限規制が施行されたことを踏まえ、医療機関の対応状況や地域の医療提供体制への影響を把握するとともに、今後の事情変更によって生じる宿日直許可の取得や特例水準の指定について支援する。

9. 島根あさひ社会復帰促進センター診療所の診療体制の確保

医療スタッフの確保や診療業務の円滑化を図る。

10. 移植医療（骨髄、角膜、臓器）の推進

まごころバンクへの委託事業を介して県民への普及・啓発に取り組む。

医療政策課 医師確保対策室

1. 医師の確保

(1) 現役の医師を「呼ぶ」対策

- ・ 赤ひげバンク登録医師等の面談や、病院見学等を通じて、医師招へいを推進する。

(2) 地域医療を担う医師を「育てる」対策

- ・ 大学医学部の入試枠（地域枠）について、国は臨時定員を減らす方向で検討していることから、引き続き臨時定員の継続を求めていくとともに、地域枠制度を活用した医師の養成に取り組む。
- ・ 「しまね地域医療支援センター」と連携し、キャリア支援を通じた若手医師の確保・県内定着を図る。
- ・ 総合診療医を目指す医師の養成・確保に取り組む。
- ・ 小中高校生向けの地域医療教育・医療現場体験や、大学と連携した高校訪問など、医学部進学への意識づけにつながる取組を実施する。

(3) 地域勤務医師を「助ける」対策

- ・ 県立病院から地域の公立医療機関への代診医を派遣する。
- ・ 圏域の医療機関や自治体と連携して取り組む医師招へいや、へき地診療所への医師派遣で生じる病院の逸失利益への支援、医療機関における子育て支援など、県内各圏域の医療機関等が実施する取組を支援する。
- ・ 医師の業務負担軽減や働きやすい環境づくりを行う医療機関を支援する。
- ・ 県内大学等と連携して、医療従事者が働きやすい医療機関となるために必要な調査・研究を実施する。

2. 医師偏在対策

- (1) 島根大学、鳥取大学等と連携し、医師少数区域等への医師派遣を促進する。
- (2) 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージで示された医師偏在是正プランの令和8年度の策定に向け準備を進める。
- (3) 県立中央病院での病院総合医の養成や、将来的な派遣体制の確立に向けた専攻医確保の取組を支援する。
- (4) 島根大学医学部附属病院の「総合診療医センター」の取組を支援する。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

健康推進課

1. 妊娠・出産・子育てへの支援

(1) 産前・産後のケアの充実

- ・産前・産後の妊産婦への家事・育児支援を実施する市町村を支援する。
- ・産後の専門的ケアを実施する市町村を支援する。

(2) 母子保健の推進

- ・「健やか親子しまね計画」における重点課題である「専門的医療・支援等を必要とする子どもとその家族に対する支援」と「子育てに不安のある家族への早期支援による児童虐待予防」について、重点的に取り組む。
- ・全県で共通した3つの課題「妊娠前からの健康管理の推進」「子どもの生活習慣の確立」「子育てに不安や孤独を感じる親に向けた支援の充実」を設定し、各圏域における取組を推進する。

(3) 周産期医療提供体制の充実

- ・4つの「周産期母子医療センター」と地域の周産期医療施設との、全県的な連携体制の充実に向けた調整を図る。島根県周産期医療協議会において、将来に渡って持続可能な分娩体制の在り方等について議論を深める。
- ・身近な地域で妊婦健診や正常に経過する分娩ができる体制を補完する仕組みのひとつとして、院内助産・助産師外来の推進を図る。

(4) 不妊治療への支援

- ・不妊や不育に悩む方に対する治療費や検査費等の一部助成や、妊娠・出産等に関する専門相談（不妊や不育に関する相談を含む）の実施により、子どもを持ちたいと願う方々への支援の充実を図る。
- ・不妊や低出生体重児の出生リスク要因等について理解を深め、妊娠前からの健康管理（プレコンセプションケア）を促進する。

2. 健康寿命の延伸

(1) しまね健康寿命延伸プロジェクト

- ・県民自ら健康づくりに取り組めるよう環境の整備を進め、健康寿命の延伸を図り、健康長寿日本一を目指す県民運動を推進する。
- ・令和2～6年度に取り組んだ7圏域のモデル地区で展開した住民主体の健康づくり活動の成果を活かし、活動を牽引する地域の人材を育成するとともに、健康づくり以外の取組とも連携し、取組の継続と市町村全体への展開を図る。
- ・特に健康課題のある働き盛り世代や健康に関心の薄い層に対しては、各部局や関係機関等との連携のもと、より効果的に取組を進め、健康寿命の延伸を図る。
- ・企業や大学及び関係団体等と連携し、健康に配慮した食品の提供体制の裾野を広げ、食を通じた自然に健康になれる環境づくりを推進する。

(2) 健康長寿しまねの推進

- ・「健康長寿しまね推進計画（第三次）」に基づき、健康づくりの県民運動とそれを支える社会環境づくりの推進を図る。
- ・健康寿命の延伸を目標とし、①働き盛り世代からの健康づくりとして、事業所における健康づくりや健康経営の支援、②高齢期のフレイル予防として、低栄養・口腔機能維持に関する啓発強化、③地区ごとの健康づくりの推進を、関係団体や保険者、民間企業等、多様な実施主体と協働して展開する。
- ・市町村の横連携（健康づくりと介護予防、国保部門と健康づくり部門など）のとれた取組を、データ提供や分析、実態把握や情報収集の協力などにより支援を強化する。
- ・「第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、更なる取組の推進を図る。特に、働き盛り世代の歯周病予防と、高齢者の口腔機能維持、食育との連携により、総合的かつ効果的な取組の推進を図る。

(3) 食育の推進

- ・「食育推進計画（第四次）」に基づき、「おいしい・たのしい・ためになる」をキーワードに、若い世代への食育の推進、食に関する体験の場づくりの推進など、関係団体や企業との連携による情報発信などにより、地域の食育の充実強化を図る。

(4) 生活習慣病予防の推進

- ・糖尿病や脳卒中などの総合的な予防対策の中でも、特に重症化予防（合併症、再発）のため、関係団体、保険者との連携体制を強化する。また、国保ヘルスアップ支援事業を活用し、市町村の糖尿病重症化予防対策を支援する。
- ・働き盛り世代の生活習慣改善、健診受診率向上に向け、保険者や労働関係機関・団体とのさらなる連携により、事業所での健康づくりや健康経営の取組を支援する。
- ・「循環器病対策推進計画」に基づき、予防や医療及び福祉に係るサービスのあり方を含めた幅広い循環器病対策を総合的かつ計画的に推進する。特に、圏域での医療水準の向上を図り、健康寿命の延伸を目指す。

3. 各種医療費助成制度による支援

(1) 難病対策・小児慢性特定疾病対策事業

- ・難病患者及び小児慢性特定疾病患者に対して、自己負担上限額を設けて医療費を助成する。

(2) 乳幼児等医療費助成事業・子ども医療費助成の拡充

- ・疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、市町村と連携して令和7年4月より開始した子ども医療費補助金により県全域で高校生相当年齢までの子どもを対象に医療費を助成する。
- ・拡充内容の周知、市町村からの問合せ対応や、押し出し財源により実施する事業の状況把握などにより、子ども医療費助成の円滑な運営に取り組む。

(3) 肝炎医療費助成事業

- ・B型及びC型ウイルス性肝炎に対する抗ウイルス治療について、早期治療の促進のためその医療費を助成する。
- ・肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の医療費の一部を助成する。

4. 適切な医療保険制度の運営

- (1) 国民健康保険制度の安定的な運営のため、県は財政運営の責任主体として、市町村と共に保険者として制度運営を行う。また、市町村に対して法に基づいた各種支援策を講じるとともに、制度の健全な運営のため、市町村に対して必要な指導・助言を行う。
- (2) 住民の健康の増進と医療の効率的な提供を行うため、医療費適正化計画の推進、管理を行う。
- (3) 後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、保険者に対して法に基づいた各種支援策を講じるとともに、制度の健全な運営のため、保険者及び市町村に対して必要な指導・助言を行う。
- (4) 保険医療の質的向上及び適正化が図られるよう、保険医療機関等に対して指導を行う。

5. ハンセン病療養所入所者等への支援と普及啓発の促進

- (1) 島根県藤楓協会と協力して、ハンセン病療養所入所者のふるさとでの交流を図るとともに、県民向けの実地研修等によりハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行い、偏見・差別の解消を目指す。

6. 旧優生保護法による不妊手術を受けた方々への対応

- (1) 専用の相談窓口を設け、該当者の思いに寄り添いその状況を把握する。補償金支給等の申請があれば速やかに対応する。
- (2) 令和7年1月17日に施行された補償金制度について、被害者や家族に補償金等が行き届くよう周知を行う。

7. 地域保健活動の推進及び保健師等の人材確保・人材育成

- (1) 地域特性に応じた効果的な保健活動を推進するために本庁・保健所に統括保健師を配置し、市町村や関係機関と連携体制の強化を図るとともに、組織横断的な総合調整、指導ができる体制整備の強化及び平時から健康危機管理に向けた取組を推進する。
- (2) 市町村を含む保健師等の確保について、県内大学や関係団体との連携を強化し、確保対策の強化を図る。

健康推進課 がん対策推進室

1. 科学的根拠に基づくがん検診の充実

- (1) 国の指針に基づいた対策型検診が実施されるよう、市町村や検診従事者を対象とした会議や研修会を開催し、検診の質の向上に努める。
- (2) 対策型胃内視鏡検診の実施市町村の拡大に向け、引き続き広域的な二重読影体制の構築に取り組む。
- (3) 関係団体や事業所等と連携して、働き盛り世代のがん検診の実態把握に努め、課題を分析し、受診率の向上につなげていく。
- (4) 県全体のがん検診受診率の目標60%の達成に向け、より効果的な普及・啓発に取り組む。

2. がん診療ネットワーク体制の構築と緩和ケアの推進

- (1) 県西部におけるがん診療連携拠点病院等の体制強化に向けた取組を支援する。
- (2) 各拠点病院と地域の病院との連携に係る取組を支援することにより全県の診療ネットワーク体制の構築を図る。
- (3) 在宅も含めた緩和ケア提供体制の整備に取り組む。

3. がん患者のライフステージ別支援

- (1) 小児・AYA世代、働き盛り世代、高齢者といったライフステージごとの課題に対応できるよう、相談支援体制等の充実を図る。
- (2) 働き盛り世代の課題である治療と仕事の両立支援等について、相談や就労支援を実施する病院や関係機関とも連携しながら支援を行う。
- (3) 児童・生徒の発達段階に応じた学校でのがん教育や、地域や保護者に対する社会教育にも取り組む。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

高 齢 者 福 祉 課

1. 新たな高齢社会づくりの推進

高齢者の活躍推進に向けて、高齢者の生きがいがづくりや地域活動の担い手としての社会参加を促進する。

- (1) くにびき学園の広報を積極的に行うことで、入学者数の増加を図る。
- (2) 老人クラブの活動支援や活動内容の周知を行い、クラブ数及び会員数の減少に歯止めをかける。
- (3) 以下の取組により高齢者の生きがいがづくりを支援する。

- ①健康超寿者表彰の実施
- ②生涯現役証の交付
- ③「しまねすまいるdays」の発行（山陰中央新報に年4回折り込まれるタブロイド紙）
- ④地域で活躍する高齢者の情報を発信（山陰中央新報への掲載）

2. 介護サービスの質・量の確保等

必要な介護サービスを安心して受けることができるよう、地域におけるサービスの質・量を確保する。

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金を活用し、市町村の介護保険事業計画の推進を支援する。
- (2) 事業者指導において、特に災害や感染症といった非常時への対応力の向上を図る。
- (3) 中山間地域や離島といったへき地において、必要なサービスが維持されるよう現場の状況を注視し、国への働きかけなどの対応を行う。
- (4) 各地域において、今後の介護サービス需要を踏まえ、市町村を中心に地域の実情に応じた今後のサービスの在り方についての検討が進むよう後押しする。

3. 介護人材の確保

介護の仕事のイメージアップ、多様な人材の確保、人材の定着、介護現場革新の4本柱で介護人材の確保を図る。

- (1) 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度の宣言事業所数を増やすための普及啓発を行う。
- (2) 介護現場の業務負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの導入支援、介護助手の普及を行うとともに、介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置に向けた検討を行う。
- (3) 処遇改善加算等について適正な実施を図るとともに、国へ適正な介護報酬の設定を要望する。
- (4) 外国人介護人材の受け入れ・定着に向けて、最新の状況を踏まえつつ、各関係機関と連携しながら必要な支援を検討する。

4. 旧軍人及び未帰還者等援護事業の推進

- (1) 旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等に基づく援護を実施する。
- (2) 中国帰国者、中国残留邦人等に対し、支援給付等の生活支援を実施する。

高齢者福祉課 地域包括ケア推進室

◎市町村ごとの地域包括ケアシステム構築に向けた支援

- ・第9期介護保険事業支援計画に掲げている2025年をめざした地域包括ケアシステムの構築、さらに現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、部内外の関係課、保健所、関係機関・団体と連携して支援する。
- ・市町村及び各保険者の現状把握・将来推計等データ活用、課題の抽出、目標・指標設定、達成に向けた手法の検討、評価等の取組を庁内各課及び各保健所と連携し支援する。
- ・地域包括ケアシステムの構築に不可欠な住民主体の生活支援体制、「通いの場」を中心とした介護予防の活動の機運が高まるよう、市町村や関係機関・団体と連携して啓発等に取り組む。

1. 介護予防の推進

(1) 地域リハビリテーションの推進

しまねリハビリテーションネットワークなど関係者との意見交換、先進地視察などで島根県にあった地域リハビリテーションの推進方法について検討、推進する。

(2) 介護予防に効果的な「通いの場（ポピュレーションアプローチ）」の推進

心身機能が低下した高齢者であっても通いの場に参加できるように、地域における「通いの場」の活動において、心身機能維持に加え、認知症予防、栄養口腔、趣味活動等幅広く取り組まれるよう、研修などを開催し、効果的な通いの場の広がりに向けて市町村を支援する。

また、「通いの場」の参加率向上に向け、先進の取組事例の情報収集と市町村への情報提供を継続する。

(3) 短期集中予防サービス等のハイリスクアプローチの充実

研修会等を通じて短期集中の有効性を伝え、取組自治体の増加を目指す。

2. 生活支援の充実

(1) 住民主体の移動支援の創出支援

地域における住民主体の移動支援サービスの創出に向け、研修会、オンライン交流会、アドバイザー派遣による個別支援等によって、市町村を支援する。

(2) 生活支援コーディネーターの養成支援

生活支援・介護予防サービスの担い手の養成や地域資源の発掘、関係者のネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の資質向上のため、レベルに応じた研修の開催、情報交換会等を実施する。

3. 介護と医療の連携

(1) 2040年を見据えた医療・介護サービス提供体制の構築

島根県地域包括ケアシステム関係機関連絡会議などの開催を通じて、関係機関・団体の連携強化を図るとともに、全県における医療介護連携推進の気運醸成を図る。

(2) 看取り・人生会議（ACP）の普及啓発

医療介護従事者に対する看取りの対応についての学びを深めるための研修を開催する。

住民に対する人生会議（ACP）に取り組んでもらうためのきっかけづくりとしての普及啓発を実施する。

(3) 訪問看護の推進

島根県看護協会に設けている「訪問看護支援センター」を中心に、医療機関等と連携しながら、効率的・重層的に訪問看護の推進を図っていく。

各ステーションやステーション協会の各支部などの現場に出向き、センターの普及啓発を図るとともに、訪問看護の現場における課題を把握する。特に、関係者から維持・運営が困難との意見もある中山間・離島地域、県西部は課題把握を丁寧に行う。

4. 認知症施策の推進

(1) 認知症の人や家族の視点を重視した施策推進

本人交流会等を通して認知症の人の意見を把握し、認知症の人や家族の視点を踏まえた施策に取り組むことができるよう、研修会や先進地視察により、市町村における本人交流会等の開催に向けた取組を支援する。

(2) 認知症に対する正しい知識の普及啓発

マンガなどを活用して正しい知識の普及啓発に取り組むほか、サポーターの資質向上及び認知症サポーターの増に向けた市町村の取組を支援する。

(3) 認知症疾患医療センターの活用推進

認知症疾患医療センターは、各圏域に1か所以上、県全体で10か所に設置しているが、各圏域の実情に応じてセンターが効果的に役割を果たせるよう検討を進める。

(4) 認知症サポート医の活用推進

認知症についての専門的研修を受けた「認知症サポート医」が、かかりつけ医や医師会と連携して活動が行えるよう、かかりつけ医等に対する普及啓発を行う。

青少年家庭課

令和7年5月21日・22日
環境厚生委員会資料
健康福祉部青少年家庭課

1. 児童虐待防止対策（相談支援体制）の充実

- (1) 計画的な専門職員採用、人材育成のための研修の継続、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得推進、職員のキャリアパスやワークライフバランスを配慮した配置、業務の整理・適正化の促進などにより、児相の体制・人材の強化を図る。
- (2) 令和元年に県内で発生した児童虐待死亡事例の検証結果や提言等を踏まえ、精神科医等医療機関との連携を深め、関係者の自死予防に関する研修を継続実施する。
- (3) 市町村の児童相談体制の強化に向け、母子保健・児童福祉の一体的な支援にあたる「こども家庭センター」の令和8年度までに全市町村での設置を促進するとともに、統括支援員の研修開催などの支援を行う。
- (4) 各児童相談所の保健師や市町村支援児童福祉司を中心に、保健所とも連携し、市町村（母子保健、子育て支援）における児童虐待予防につながる取組が進むよう働きかける。
- (5) 各児童相談所における適正な職員配置や環境整備、入所児童への適切な処遇に取り組むとともに、一時保護施設の第三者評価を行い、支援の質の確保と向上を図る。また、裁判所と連携し、令和7年6月から始まる一時保護開始時の司法審査の円滑な導入・運用を図る。
- (6) 児童虐待防止について、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に広報・啓発を行うとともに、DV対応機関や市町村、教育機関、警察、保健医療機関等関係機関と児童相談所との適切な連携・協働の維持・強化により、児童虐待防止を図る。
- (7) ヤングケアラーについて、市町村における把握調査や相談支援体制の構築、民間団体との連携による啓発・研修、ヤングケアラー本人が気軽に相談できる場づくりを進める。

2. 女性支援事業・DV防止対策・性暴力被害者支援

(女性支援事業)

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、困難な状況にある女性やDV被害者への包括的・継続的な支援を推進する。
- (2) 市町村の相談体制の強化に取り組み、「島根県困難女性及びDV被害者等支援ネットワーク会議」や「支援圏域別ネットワーク会議」を開催して、県・市町村・民間団体の連携を深める。
- (3) 女性相談センターは、市町村への支援調整や助言、相談支援機関のスキル向上のための研修やスーパーバイズも行う。

(DV防止対策)

- (4) 「第4次DV対策基本計画」の着実な推進を図るため、特に若年層向けにDVに関する正しい理解を促す広報・啓発活動を重点的に行う。
- (5) 相談支援体制の充実や関係機関の連携強化を図り、地域で安心安全な環境のもと、継続的な支援が受けられる体制を整える。
- (6) 令和6年4月に施行された改正DV防止法や国の方針を踏まえ、新たに第5次計画を策定する。

(性暴力被害者支援)

- (7) 女性相談センターを中心として、関係機関・民間支援団体と連携し、相談窓口の周知と支援の充実を図り、ワンストップ支援センターにおける性暴力被害時の証拠採取などの、より専門的で充実した支援を行う体制を検討する。
- (8) 令和7年4月に設置した男性・男児の性暴力被害のワンストップ相談窓口の円滑な運営を支援する。

3. 社会的養育体制整備の推進

- (1) 令和7年3月に策定した「社会的養育推進計画」に基づき、児童養護施設の小規模化や地域分散、多機能化を進め、家庭的な養育環境を整備する。
- (2) 令和7年4月に設置した「里親支援センター」により、未委託里親へのトレーニングや相談支援、里子の自立支援、制度の普及啓発を行い、里親支援の強化を図る。
- (3) 令和7年度下期からの意見表明等支援事業の導入に必要な意見表明支援員の養成・確保など、社会的養護に係る子どもの権利が守られる環境整備を進める。
- (4) 一時保護所の男女混合処遇の解消及び施設全体の狭隘化解消のため、令和9年4月の供用開始に向け出雲児童相談所の移転整備を着実に進める。
- (5) わかたけ学園の施設改修等で整えられた環境が、入園児童にとって最適な学習・生活訓練の場になるよう、新しい生活様式の確立を目指すとともに、児童の特性と個別ニーズに合わせた自立支援の充実を図る。

4. ひとり親家庭等の自立支援

- (1) 令和7年3月に策定した「しまねっ子すくすくプラン」に基づき、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保支援、経済的支援など、総合的な支援を行い、ひとり親家庭等の自立の促進と生活安定、児童の健全な育成を図る。
- (2) 市町村における相談支援の資質向上を図るため、研修の実施や、就業支援に必要な自立支援プログラムを市町村独自で策定できるよう、市町村のサポートを行う。
- (3) ひとり親家庭等に対する相談窓口や支援制度について、支援が必要な人に届くよう、分かりやすい方法で、積極的な周知を図る。

5. 青少年健全育成の推進

- (1) 青少年育成島根県民会議及び関係機関・団体等と連携し、青少年の健全育成活動に取り組む。具体的には、青少年の主体的な地域活動、ネットワークづくり、居場所運営などの取組を支援する事業や、「県民運動推進フォーラム」、「少年の主張」などのイベントを開催する。
- (2) 令和7年3月に策定した「しまねっ子すくすくプラン」を踏まえ、「しまね家庭の日」運動や青少年育成県民運動の周知などにより、地域全体で青少年を育成する意識の醸成を図る。

6. 子ども・若者育成支援

- (1) 困難を有する子ども・若者の社会的自立に向けた支援に取り組む市町村に対する財政的補助を通じて、支援対象者個々の特性に応じた支援体制を構築する「子ども・若者総合相談センター」の設置を促すとともに、圏域的な支援体制が構築できるよう市町村間の相互理解を深める取組を推進する。
- (2) 令和7年3月に策定した「しまねっ子すくすくプラン」の推進にあたり、県の子ども・若者支援地域協議会の開催や構成メンバーの関わり方について検討する。

子ども・子育て支援課

1. 結婚支援の充実

県内の婚姻件数が年々減少する中、結婚を希望する独身者の希望が叶う環境づくりに向け、結婚・出産・子育てなどのライフイベントに関する情報提供（啓発活動）や市町村・企業へのフォローアップ（体制整備）から、多様な出会いの場の創出（入口支援）、お相手探し（出口支援）まで、結婚を支援する取組を一体的に推進する。

- ①子ども、学生、社会人など、世代に応じて結婚・妊娠・出産・子育てについて考えるための講座の実施
- ②市町村による結婚支援事業への支援
- ③参加しやすい広域的な出会いの場の創出
- ④しまね縁結びサポート企業が実施する独自の取組への支援
- ⑤しまね縁結びサポートセンターの取組の強化（縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援、コンピューターマッチングシステム「しまコ」の運用や、登録料減額キャンペーンの継続による利用拡大など）
- ⑥結婚支援の取組を強化するため、官民一体となった結婚支援コンシェルジュ事業の実施

- (1) しまね縁結びサポートセンターのPR強化に加え、セミナーなどの結婚に関する情報発信の場やイベント等の出会いの場において、参加者を「はぴこ」「しまコ」へ誘導する仕組みを設けるなど一体的な取組を確立
- (2) 「しまね結婚支援施策推進会議」や「県内圏域別ブロック会議」による市町村間の連携強化や、市町村向け交付金の広域メニューの活用などにより、市町村事業の広域化を推進
- (3) 従業員の働き方など個々の企業・業界の実態に即した出会いの場を創出するため、しまね縁結びサポート企業が独自に実施する取組を支援する補助金制度を創設

2. 子育てへの支援

(1) 子育ての経済的負担の軽減

3歳未満の子どもの保育料を軽減する市町村を支援する。
市町村が受給者に支給する児童手当の県負担分を交付する。

(2) 保育環境の充実・幼児教育の推進

保育所については、利用児童数の減少により、経営が厳しくなっている施設が増加していることから、引き続き運営経費を支援するとともに、保育の「適切な量の確保」を図るため、今後の小規模な保育所のあり方を市町村と共に検討する。

また、保育人材の確保・定着に課題があることから、保育士養成施設の学生に修学資金や家賃等を貸与し、県内進学・地元就職を支援するほか、小・中学生、高校生への保育士の魅力発信、働きやすい保育職場づくりの推進を通じて保育所を支援する。

- ①中山間地域・離島等の人口減少が進む地域の保育環境を維持するための小規模な民間保育所の運営経費への支援
- ②保育所による児童預かりなど多機能化の支援
- ③病児・病後児保育の開設経費への支援
- ④保育士等確保・定着への支援（保育士養成施設の学生に家賃等を貸与する事業の対象地域の拡大・保育士の魅力発信など）
- ⑤保育所の労働環境改善に向けた支援（島根県経営者協会や有識者と連携した働きやすい職場づくりの取組の強化、保育所業務の負担軽減のためのICT化など）
- ⑥市町村における幼児教育及び幼小連携・接続の推進のための体制構築を島根県幼児教育センターとして支援（「しまねの架け橋期の教育ガイド」（令和7年3月策定）の普及・活用、幼児教育に関する研修の実施、幼児教育の質の向上に取り組む市町村への支援）

(3) 放課後児童クラブの充実

施設整備の上乗せ補助や保育所による児童預かり、大学・シルバー人材センター等との連携による多様な人材の確保、初任者研修の実施による人材の定着支援などにより「待機児童の解消」、「利用時間の延長」、「クラブを支える人材の確保」を継続的に推進する。

体験等の主体的な遊びの実施や学習習慣の定着など、クラブの育成支援機能の向上に資する市町村の取組を支援する。

3. 市町村が行う子育て支援施策等の支援

- (1) 令和7年度からのこども医療費助成制度の拡充に併せて見直した「しまね結婚・子育て市町村交付金」により、引き続き市町村の取組を支援する。

4. 国の動き（こども未来戦略、こども大綱等）への対応

- (1) こども未来戦略のほか、国のこども政策の動きについて、引き続き情報収集に努め、部内・庁内や市町村と共有する。
- (2) こども大綱を勘案し、関連計画を一元化し策定した「しまねっ子すくすくプラン」に基づく施策の進行管理を行う。
- (3) 令和7年度から実施される「保育所等の経営情報の継続的な見える化」について、国から通知等を踏まえ、適切に保育所等の賃金の状況や費用の使途の分析・公表を行う。
- (4) 令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の全市町村での実施に向けて、引き続き情報収集を行い、市町村や保育関係者と共有する。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

障 が い 福 祉 課

1. 障がいを理由とする差別解消

(1) 障害者差別解消法に関する取組

- ・民間事業者の合理的配慮の提供の義務化に伴う支援（相談、事例の提供等）
- ・法務局や労働局等の関係機関、障がい者団体代表を構成員とする連絡会議の開催（相談事案・対応状況等の情報共有）
- ・県民に対する障害者差別解消法の効果的な普及啓発
- ・あいサポート運動の推進による県民の障がい理解の促進

(2) ヘルプマーク制度、思いやり駐車場制度の普及

- ・ヘルプマークやヘルプカードへの県民理解を深めるため、各種広報媒体を用いた幅広い世代への周知
- ・思いやり駐車場の利用期間の延長など、利用者の利便性の向上

2. 障がい者就労支援

(1) 一般就労・定着支援

- ・県内7か所に設置された「障害者就業・生活支援センター」を中心に、地域の支援機関等と連携しながら、障がい者の就労・定着支援を推進
- ・改正障害者雇用促進法により法定雇用率が段階的に引上げられ、企業の人手不足も背景に、障がい者雇用の需要は高い一方で、就労後の離職が課題でもあり、センターを中心に関係機関が連携し、定着支援にも注力
- ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業について、重度障がい者の就労における職場や通勤における支援ニーズを把握し、課題を整理
- ・「就労選択支援」のサービスを令和7年10月1日から県内各圏域で円滑に実施することができるよう、市町村や関係団体と連携しながら、事業者の指定に向けた取組を推進

(2) 福祉的就労支援

- ・「工賃向上計画」に基づき、就労継続支援B型事業所の工賃向上の取組を支援
- ・NPO法人島根県障がい者就労事業振興センターと共同で、就労継続支援事業所間の連携や他産業との連携の促進、共同受注等の全県一体的な取組を推進

3. 障がい児支援の充実

(1) 在宅心身障がい児(者)支援

- ・重症心身障がい児(者)に対して巡回又は送迎によりサービスを提供する事業所へ経費を助成し、専門的療育を受ける機会を安定的に確保する。
- ・重症心身障がい児(者)が、身近な地域で短期入所や通所による支援を受けることができるよう、医療的ケアができる看護職員等を雇用する事業所へ経費を助成する。
- ・関係団体への活動支援、支援者研修会の開催等により在宅で生活する心身障がい児(者)の福祉の増進を図る。

(2) 医療的ケア児支援体制整備

- ・医療技術の進歩等により、人工呼吸器による呼吸管理・かく痰吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童が増加。こうした医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や保護者団体等で構成する協議会において協議・検討しながら、人材養成等必要な取組を進め、地域の支援体制の充実を図る。
 - ①医療的ケア児支援連絡協議会の開催（年1～2回）
 - ②医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施（R元～）
 - ③広域的・専門的な相談支援を行う「医療的ケア児支援センター」の設置（R4～）

(3) 難聴児支援

- ・難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査を実施（健康推進課）する。
- ・早期から本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要であり、難聴児とその家族に適切な情報と支援を提供するための難聴児支援の中核的機能の整備に向けて、関係機関等と協議等を引き続き行う。
- ・補聴器購入助成事業により、軽度、中等度難聴児の補聴器購入を支援する。

(4) てんかん患者支援

- ・てんかんへの理解促進に向け、関係団体と連携して取り組む。
- ・てんかん診療を専門とする医師が在籍し、MR I やビデオ脳波などの必要な検査を行うほか、コーディネーターによる患者家族への専門的な相談支援、他の医療機関や自治体、関係機関との連携、患者、家族、地域住民や医師への教育・啓発活動を行う。
- ・「てんかん支援拠点病院」の指定に向け、関係機関と協議を進める。

4. 発達障がい者支援体制の整備

- ・県東部・西部の2か所（社会福祉法人）に委託設置した発達障害者支援センターにより、本人や家族に対する支援や地域の人材育成等に取り組む。

①本人及び家族への支援

- ・本人・家族への相談支援
- ・ペアレントトレーニング、ペアレントメンター養成・活動支援
- ・成人期の自立支援のためのSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）実施等

②市町村を中心とした地域体制整備への支援

- ・地域支援マネジャーの配置（3名）や相談スタッフの専門性向上の取組により、市町村や地域の関係機関への専門的な助言や支援を強化

③発達障がい初診前アセスメント強化事業（R2～）

- ・発達障害者支援センターに心理職を配置し、事前に問診・検査を行うことにより、初診待機期間の短縮を図り、早期診断・早期支援に繋げる。

④人材育成及び一般県民への普及啓発

- ・基礎研修、学習障がいに関する研修（R元～）、保育士や支援者を対象とした専門研修、講演会、啓発イベント、リーフレットの作成

5. サービス基盤の整備（障がい者福祉施設等整備事業）

- ・障がい者の自立した日常生活又は社会生活を推進するため、住まいの場としてのグループホームの整備や、日中活動の場としての通所事業所、入所施設等の整備について、障害福祉計画等との整合を図りながら国県補助制度により支援する。
- ・防災上の観点から、土砂災害警戒区域内に所在する施設の移転改築や、施設の耐震化工事等を計画的に進めていく必要がある中、R4年度以降は事業者からの要望数が多く、当初、補正とも協議額に対して国庫補助額が少ない状況であることから、国に対して財源確保を働きかけていく。

6. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく対策の実施
 - ①意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者など）の養成
 - ②点字図書館、聴覚障害者情報提供施設の運営
 - ③ICT機器の講習会の開催
 - ④「障がい者ICTサポートセンター」の設置（R7）

7. 保健活動の推進

(1) 精神障がい者の地域生活移行支援

- ・安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を構築
- ・長期入院患者の退院支援及び地域定着については、各二次医療圏域に当事者、家族、医療機関や相談支援事業者、市町村、保健所等の関係者による協議の場を設置し、地域の特性を生かした包括的な取組を推進
- ・市町村ごとの保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置を支援（地域における医療・福祉資源等に差があり、全市町村には協議の場が設置されていないため、保健所がバックアップし、設置を推進）

(2) ひきこもり支援

- ・各圏域において、家族教室の開催や、市町村への技術援助・情報提供圏域情報交換会等を行い、地域における支援体制の充実を図る。
- ・市町村における「ひきこもり地域支援センター」又は「ひきこもり支援ステーション」の立ち上げを支援することで、支援が必要な方が身近な地域で長期的・専門的なひきこもり支援を受けられるようにする。

(3) 依存症対策事業

- ・アルコール依存症及びギャンブル等依存症疾患患者家族等に対し、医療機関や関係機関、民間団体等と連携した切れ目ない支援を提供する。
- ・家族会や自助グループの活動の周知、依存症を学ぶ機会を設けるなど、理解を深める取組を実施する。

8. 芸術文化活動支援

- ・障がい者の文化芸術活動の更なる振興を図るための支援拠点として、障がい者文化芸術活動支援センターを設置し、文化芸術活動に係る相談支援、情報収集・発信、関係者のネットワークづくりを進める。
- ・文化芸術の鑑賞の機会や作品等を発表する機会を確保するため、障がい者アート作品展を12月に県立美術館において開催するとともに、2月に芸術文化センター「グラントワ」において巡回展を開催する。

— 令和7年度 主要施策と対応方針 —

薬事衛生課

1. 食品衛生対策の推進

- (1) これまでHACCPに沿った衛生管理の推進と普及に努めてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に変更されて以降、営業施設における食中毒が増加傾向にあることから、毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」に基づき、年間を通じ食中毒の発生防止に向けた食品関係施設の監視指導や食中毒予防の普及啓発に取り組む。
- (2) 家庭においても魚介類の寄生虫や自然毒による食中毒等が発生していることを鑑み、これらの食中毒の予防対策に関する啓発に取り組む。
- (3) 監視により食品表示法に基づく表示基準への適合状況を確認し、表示の適正化を図る。

2. 動物愛護管理対策の推進

- (1) 犬猫の引取頭数の減少や譲渡の促進により殺処分数は漸減している一方で、保健所には依然として多くの犬猫が保護されており、犬猫に関する苦情相談は、むしろ増加傾向にある。
- (2) 動物の終生飼養、所有者明示、遺棄防止、繁殖制限など、動物愛護と適正飼育について、市町村や島根県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、広報活動を通じ普及啓発を推進する。不適正飼育の早期探知に努め、飼い主への指導・助言を行う。
- (3) 地域猫活動（飼い主のいない猫による環境侵害が発生している地域住民と連携し、TNR（Trap-Neuter-Return）を実施し、環境改善を図るとともに、処分される命を減らす取組）を推進する。また、猫の不妊去勢手術に係る費用の一部助成により、環境侵害の未然防止等を図る。
- (4) 保健所に収容された犬猫の新聞掲載により、返還・譲渡の促進を図る。保健所から譲渡された猫の不妊手術費用一部助成や関係団体等との協働により、犬猫の譲渡、返還を促進する。

3. 薬剤師確保対策の推進

- (1) 病院や薬局の薬剤師が不足しており、病院薬剤師にいたっては、地域偏在もみられるため、「薬剤師確保計画」に基づき、薬剤師確保対策を推進する。
- (2) 薬剤師奨学金返還助成事業により、薬剤師の県内就業を促すとともに、薬剤師の確保が困難な医療機関等を支援する。
- (3) 島根県薬剤師会と連携した高校生セミナーの開催による薬学部への進学促進、島根県病院薬剤師会と連携した病院合同就職セミナーの開催による薬剤師の県内就業の促進を図る。
- (4) 病院薬剤師派遣事業等により、特に不足している中山間地域・離島の病院薬剤師の確保の取組を一層推進する。

4. 水道事業の基盤強化

- (1) 県内の水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加への対応などにより、今後、経営環境は更に厳しさを増すことが予想される。
- (2) 特に、財政基礎や人的体制が脆弱な市町村においては、将来的に単独での事業運営が困難になることも危惧される。また、頻発する災害に備え、施設の耐震化を進めることが急務となっている。
- (3) こうした課題に対処し、将来にわたり持続可能な水道事業を構築するため、市町村等や県の関係部局（地域振興部、企業局）と連携し、令和4年度に策定した「水道広域化推進プラン」に基づき、経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理など、市町村の区域を越えた水道事業の広域化を推進する。

5. 感染症対策の推進

- (1) 令和元年末より始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、我が国の社会や経済はもとより、医療提供体制にも深刻な影響を及ぼした。
- (2) 島根県でも、患者の発生状況に応じて外来や入院などの医療提供体制の確保及び自宅療養者・宿泊療養者への支援等を実施することで、感染拡大や医療ひっ迫を防ぐよう努めたが、対応にあたっては、病床や外来、感染防護具等の供給、保健所体制、医療と介護の連携など様々な課題が浮き彫りとなった。
- (3) 今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和6年3月に改定した「感染症予防計画」に基づき、関係機関と緊密に連携した感染症対策及び次の新興感染症に対応する体制整備に取り組む。

参 考 資 料

令和7年度当初予算 (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

課 名	R7年度当初予算額		R6年度当初予算額		増 減 額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
健康福祉総務課	2,718,427	2,412,316	2,640,306	2,335,979	78,121	76,337	3.0	3.3
地域福祉課	1,144,016	951,184	1,144,116	972,402	▲ 100	▲ 21,218	0.0	▲ 2.2
医療政策課	11,549,634	7,431,789	10,952,959	7,168,078	596,675	263,711	5.4	3.7
健康推進課	21,438,044	20,022,674	21,004,800	19,623,575	433,244	399,099	2.1	2.0
高齢者福祉課	15,612,131	14,054,108	15,407,921	13,951,039	204,210	103,069	1.3	0.7
青少年家庭課	3,420,720	2,201,363	3,246,769	2,177,115	173,951	24,248	5.4	1.1
子ども・子育て支援課	10,148,051	9,600,219	10,087,759	9,592,753	60,292	7,466	0.6	0.1
障がい福祉課	11,450,201	9,330,307	10,901,660	8,890,390	548,541	439,917	5.0	4.9
薬事衛生課	1,294,156	1,113,195	1,647,107	955,795	▲ 352,951	157,400	▲ 21.4	16.5
健康福祉部計	78,775,380	67,117,155	77,033,397	65,667,126	1,741,983	1,450,029	2.3	2.2

2. 特別会計

(単位:千円)

会 計 名	R7年度当初予算額		R6年度当初予算額		増 減 額		増減率(%)	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計	285,907	0	307,345	0	▲ 21,438	0	▲ 7.0	0.0
島根県国民健康保険特別会計	61,061,070	0	59,273,013	0	1,788,057	0	3.0	0.0
島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計	389,109	0	368,767	0	20,342	0	5.5	0.0

主要事業の概要（地域福祉課関係）

1 生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費

41,180 千円（61,612 千円）

- ◆ 「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援事業の質の確保・向上や、経済的生活困窮世帯の自立の促進に向けた体制を整備
 - (1) 相談支援に従事する職員に対する研修の充実
 - (2) 自立相談支援機関の職員体制を強化する市町村に対し、人件費の一部を助成
 - 新(3) 市町村が行う「子どもの学習・生活支援事業」の拡大に向け、先進事例の紹介による普及啓発と人件費等の一部を助成
- ◆ 貧困世帯等の子どもと保護者の孤立化を防ぐため、相談窓口の周知や地域での支え合いの仕組みづくりを推進
 - (1) SNSを活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを推進
 - (2) 子ども食堂の開設・運営やネットワーク化を支援
 - (3) 食材価格の高騰等を踏まえ、子ども食堂の運営費を支援

2 民生委員活動推進事業

132,648 千円（130,388 千円）

- ◆ 民生委員・児童委員活動を支えレベルアップを図るため、活動費の支給や研修機会の提供、活動を周知
 - (1) 法定単位民生児童委員協議会活動費補助
各民生委員・児童委員が連携を図りながら一体的な活動を行うための基盤である法定単位民生児童委員協議会へ活動費を補助
 - (2) 民生委員活動費
民生委員・児童委員の活動費を支給
 - (3) 民生委員研修
民生委員・児童委員の資質向上を図るため、民生委員・児童委員経験別研修を実施

(4) 民生委員・児童委員一斉改選

「民生委員法」に基づく３年間の任期満了に伴い、一斉改選の事務及び新任者向けの研修を実施

3 地域福祉セーフティネット推進事業

17,537 千円 (13,331 千円)

- ◆ すべての県民が住み慣れた地域で生活できるよう、また身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けられるように、またお互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを推進

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの研修
- (2) 地域の福祉教育の推進
- (3) ボランティアセンターの運営支援

4 再犯防止等推進事業

32,484 千円 (30,313 千円)

- ◆ 「再犯防止等の推進に関する法律」に基づき、地域における効果的な再犯防止対策を推進することにより、県民が安全・安心に暮らすことのできる社会を実現

- (1) 更生支援コーディネーターの養成・派遣
- (2) 再犯防止推進計画の改定

- ◆ 被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者に対し、保護観察所等関係機関と連携を図りながら、速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう支援

- (1) 島根県地域生活定着支援センターの設置

5 保護施設等への物価高騰対策支援事業

3,576 千円 (0 千円)

- ◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている保護施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

主要事業の概要（医療政策課関係）

※《 》は医療介護総合確保基金計画事業で内数

1 地域医療を支える医師確保養成対策事業

1,198,878 千円（1,189,603 千円）

《内 645,083 千円》（《内 623,107 千円》）

◆ 依然続く医師不足の状況を踏まえ、即戦力となる医師の確保や、総合診療医をはじめとする地域医療を担う医師の養成対策を実施する。

(1) 現役の医師を『呼ぶ』対策

292,525 千円

《内 2,250 千円》

- ① 県外医師等の招へい
- ② 地域勤務のための医師の研修
- ③ 病院総合医の確保

(2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策

677,533 千円

《内 515,256 千円》

① 自治医科大学運営費負担

② 医学生向け奨学金貸与

- ・ 島根大学

地域枠（推薦）

10名（R7新規貸与枠）

緊急医師確保対策枠（推薦）

9名（ 〃 ）

県内定着枠（一般選抜）

3名（ 〃 ）

- ・ 鳥取大学 島根県枠

5名（ 〃 ）

- ・ 全国大学枠

5名（ 〃 ）

- ・ 自治医科大学

17名（ 〃 ）

③ 産婦人科等研修医向け研修資金の貸与

4名（R7新規貸与枠）

- ④ 島根大学医学部等における医師の養成を支援
 - ・ 島根大学医学部に寄附講座を設置
 - ・ 鳥取大学医学部の研修・教育環境整備の支援
- ⑤ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営
- ⑥ 総合診療医の人材確保・育成を支援

(3) 地域勤務医師を『助ける』対策

228,820 千円

《内 127,577 千円》

- ① 県立病院からの代診医派遣
- ② 勤務環境改善等の財政支援
- ③ 周産期医療体制確保のための医師の処遇改善（分娩業務手当等の助成）
- ④ 医師確保計画を推進するための取組を支援

2 看護職員等確保対策事業

668,624 千円（629,153 千円）

《内 248,035 千円》（《内 208,286 千円》）

◆ 必要な医療提供体制を確保するため、看護職員の確保対策を実施。また、各種研修事業の充実により、看護職員の資質向上を図る。

(1) 県内進学促進

445,585 千円

《内 95,809 千円》

- ① 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成
- ② 民間看護師等養成所の支援
 - ・ 看護師養成所3施設、准看護師養成所2施設の運営費支援
 - ・ 県西部の看護師養成所を支援

(2) 県内就業促進

73,939 千円

《内 38,387 千円》

- ① 県内の病院等への就職促進を目的として看護学生等へ奨学金を貸与
 - ・ 「過疎・離島枠」「UIターン枠」「助産師枠」（R7貸与枠計50名）
- 新② 看護学生等を対象とした中山間地域・離島の医療施設見学ツアーを実施
- 新③ 病院が行う看護職員等確保の取組を支援

(3) 離職防止・再就業促進

75,265 千円
《内 61,619 千円》

- ① 県ナースセンターを指定して無料職業紹介等を実施
- ② 新人看護職員の合同卒後研修、教育担当者研修を実施
- ③ 民間病院の院内保育所運営費に対する支援
- ④ 専任のコーディネーターを新たに配置し、働きやすい職場環境づくりに取り組む病院を支援

(4) 資質向上

73,835 千円
《内 52,220 千円》

- ① 管理者研修、リーダー研修等の実施
- ② 中堅看護職員の研修受講経費を支援
- ③ 医療施設間での助産師の出向・受入れを支援
- ④ 医師等の判断を待たずに一定の診療の補助ができる看護師の研修機関を設置
- ⑤ 認定看護師教育課程の開講支援
- ⑥ 「訪問看護支援センター」を設置し、訪問看護師の確保・育成等を総合的に実施

3 地域医療提供体制構築事業

1,290,903 千円 (1,124,966 千円)
《内 777,528 千円》 (《内 458,231 千円》)

◆ 医療提供体制の維持・強化のために必要な施設・設備の整備を支援するとともに、地域包括ケア病床への転換など、各医療圏域で合意が得られた医療機関間の機能分担・連携に対する支援等を行う。

- (1) 医療機能の確保・充実のための施設設備整備の支援
- (2) 救急や周産期など圏域唯一の機能を担う病院の維持に必要な設備整備の支援
- (3) 病床機能転換等に伴う施設設備整備、人材確保の支援
- (4) 医療機能の分化・連携を推進する取組への支援
- (5) 勤務医等の働き方改革に向けた体制の整備を支援

4 在宅医療の推進事業

163,137 千円 (179,107 千円)

《内 163,137 千円》 (《内 179,107 千円》)

◆ 地域包括ケアシステム推進のため、訪問診療や訪問看護を行う医療機関への支援を行い、在宅医療の充実を図る。

- (1) 条件不利地域で在宅医療を行う医療機関や訪問看護ステーションの運営を支援
- (2) 訪問診療用機器整備の支援
- (3) 在宅医療に係る関係機関の連携を推進するための取組や研修への支援
- (4) 病床機能の転換や在宅医療を推進するため、病院・行政等との調整を行う人材を配置
- (5) しまね医療情報ネットワーク（まめネット）を活用した在宅医療の推進に資する情報連携のモデル的取組を支援

5 医療介護連携 IT システム構築支援事業

241,125 千円 (190,844 千円)

《内 210,911 千円》 (《内 160,630 千円》)

◆ 地域包括ケアシステム推進のため、県内の医療機関の役割分担と連携促進を図り、医療の質の向上と在宅医療を推進するための情報基盤整備を行う。

- (1) しまね医療情報ネットワーク（まめネット）基盤の整備・運営の支援、連携アプリケーション開発、医療機関向けの改修の支援

6 救急医療体制の整備

473,813 千円 (449,980 千円)

◆ 救急医療の確保・充実を推進するため、ドクターヘリの運航により患者搬送体制の強化を図る。

- (1) 国庫補助事業活用による運航委託
- (2) 中国 5 県広域連携負担金

◆ 小児救急医療体制の充実及び小児救急に従事する医療者の養成・確保を図るため、地域小児救命救急センターの運営費を支援する。

新(1) 島根大学医学部附属病院に設置される地域小児救命救急センターの運営を支援

7 ヘき地等の医療機関を支援する事業

164,000 千円 (153,000 千円)

◆ ヘき地医療の確保を図るため、ヘき地医療の重要な役割を担っている医療機関の運営に要する経費を支援する。

- (1) 特に医療サービスが不足している中山間地域（重点支援地区）において、地域医療拠点病院が新たに実施する無医地区等における巡回診療等の取組を支援
- (2) ヘき地診療所の運営に必要な経費の一部を支援
- (3) 医療機関の設備整備について、中山間地域における医療サービスを確保及び維持するため、重点支援地区において無医地区等を支援する小規模の地域医療拠点病院を重点的に支援

8 医療機関等への物価高騰対策支援事業

385,182 千円 (32,942 千円)

《内0 千円》（《内32,942 千円》）

◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている医療機関等に対して、光熱費及び食材料費を支援する。

9 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急支援事業

1,321,583 千円 (0 千円)

うち補正 1,321,583 千円

◆ 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関への支援や、現下の物価高騰を含む経済状況の変化により、地域医療構想の推進や救急医療・周産期医療体制の確保のための施設整備等が困難となっている医療機関を支援する。

新(1) 賃上げ等のための生産性向上の取組を進める医療機関に対し、設備導入等を支援

新(2) 医療需要等の変化を踏まえ医療機関を支援

- ① 医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関に対し、診療体制の変更等により生じる経費を支援
- ② 経済状況の変化により、施設整備等が困難となっている病院等に対し、施設整備を進めるために必要な経費を支援

新(3) 出生数・患者数の減少等を踏まえ産科・小児科を支援

10 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

223,482 千円 (0 千円)
うち補正 223,482 千円

◆ 少子高齢化が進展する中、持続可能な医療提供体制の構築に向け医師偏在の是正を総合的に実施するため、医師少数地域の医療機関を支援する。

新 1) 医療機関の維持が困難な地域である「重点医師偏在対策支援区域」において、診療所医師が高齢化する中で、医師を確保するため、支援区域内で診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の定着支援を実施

主要事業の概要（健康推進課関係）

1 妊娠・出産・子育てへの支援

1,268,384 千円（840,702 千円）
うち補正 6,045 千円

◆ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・子育てができるようにするため、妊娠、周産期や小児・思春期を通じた親と子の心と身体健康づくりを推進するとともに、市町村での切れ目ない相談・支援体制づくりを支援する。

(1) しまね産前・産後安心サポート事業

12,200 千円（29,500 千円）

- ・ 産前・産後の妊産婦への育児・家事支援を実施する市町村を支援
- ・ 産後の専門的ケアの充実に取り組む市町村を支援

(2) 母と子の健康支援事業

8,491 千円（120,110 千円）

- ・ 長期療養児等の健全育成及び自立促進を図るため、訪問等による相談支援事業を実施
- ・ 県内の母子保健従事者の資質向上のため検討会や研修会などを実施

(3) お産あんしんネットワーク事業

103,282 千円（95,063 千円）

- ・ 妊娠から新生児期に対する高度専門的な医療を提供する周産期医療体制の整備

新・ 妊婦への交通費等の支援を実施

(4) 不妊治療支援事業

28,117 千円（42,049 千円）

① 不妊に悩む夫婦等の不妊治療への参加を支援するため、治療費等に係る費用を助成

- ・ 令和4年度から公的医療保険の対象となった不妊治療について、保険適用とならない治療のうち先進医療として実施される治療に要する費用の一部を助成
- ・ 早期からの不妊治療を促進するために男性の不妊検査費用を助成
- ・ 不育症の検査に要する費用を助成
- ・ がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法等に要する費用を助成

② 妊娠・出産等相談事業を実施

- ・ 不妊や不育に悩む方、これから子どもを望む方への相談体制を強化
- ・ 妊娠・出産に関する知識の啓発や妊娠前からの健康管理に関する研修会を実施

(5) 子ども医療費助成制度

550,000 千円 (0 千円)

- 新**・ 小中学生を対象とした医療費助成への補助を実施することで、市町村の財源確保を後押しし、県内全域で医療費助成の対象年齢を18歳（高校生等）まで拡充するなど子育て支援を推進

(6) 乳幼児等医療費助成事業

566,294 千円 (553,980 千円)

- ・ 小学校就学前の乳幼児等を対象に、自己負担を1割に軽減し、さらに負担上限額を超える額を助成
(上限額：入院2,000円、外来1,000円、薬局無料)

2 健康寿命の延伸

50,212 千円 (49,847 千円)

(1) しまね健康寿命延伸プロジェクト事業

17,195 千円 (17,703 千円)

健康寿命の更なる延伸を図るため、県民自らが健康づくりに取り組めるような環境整備を推進

① 健康寿命延伸プロジェクト推進事業

- ・ 健康寿命延伸プロジェクト推進本部会議において、部局横断的な取組を推進
- ・ 県民への効果的な広報・啓発

② 健康寿命延伸強化事業

- ・ 市町村と連携し公民館等を拠点とした、地域における住民主体による健康づくり活動の推進
- ・ 地域で健康づくりの取組を牽引する人材の育成

③ 働き盛り世代の健康づくり強化事業

職域保健関係機関や健康づくり関連団体と連携した情報発信と健康づくりに取り組む機会の提供

④ 健康な食環境づくり事業

- ・ 県立大学、県栄養士会、スーパー・飲食店等との連携による減塩等の健康に配慮した商品やメニューの認定制度による食を通じた自然に健康になれる環境づくりの推進
- ・ 職能団体や地域の食育推進団体と連携した情報発信

(2) 健康長寿しまね推進事業

7,632 千円 (7,347 千円)

健康長寿しまね推進計画（第三次）により、関係機関・団体、行政が一体となり、県民の健康づくりを推進

- (3) 80歳20本の歯推進事業 7,375 千円 (4,321 千円)
第3次島根県歯と口腔の健康づくり計画により、関係機関と連携した歯科保健活動を推進
- (4) 食育推進基盤整備事業 10,224 千円 (13,166 千円)
島根県食育推進計画第四次計画により、健康な食生活が実践できるよう推進
- (5) 生活習慣病予防の推進 7,786 千円 (7,310 千円)
糖尿病や循環器病など生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防を推進
- ① 糖尿病対策連携推進事業
・ 地域特性に応じた糖尿病発症予防と重症化予防の啓発、体制整備、市町村支援
- ② 循環器病対策推進事業
・ 島根県循環器病対策推進計画に基づく施策の推進
- ③ 地域・職域連携健康づくり推進事業
・ 働き盛り世代からの生活習慣病予防を目指し、事業所の健康づくり・健康経営の取組を支援
- ④ たばこ対策推進事業
・ 第5次島根県たばこ対策指針により、「20歳未満の者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を推進

3 各種医療費助成制度

1,669,659 千円 (1,568,343 千円)

- (1) 難病対策・小児慢性特定疾病対策事業 1,585,910 千円 (1,481,799 千円)
難病患者及び小児慢性特定疾病患者に対して自己負担上限額を設けて医療費を助成
- (2) 肝炎医療費助成事業 83,749 千円 (86,544 千円)
B型・C型肝炎治療に係る医療費、肝がん及び重度肝硬変の入院又は肝がんの通院医療費（条件あり）について、自己負担上限額を設けて助成

4 国民健康保険・後期高齢者医療支援事業等

- (1) 国民健康保険支援事業（一般会計） ※7と一部重複 5,211,666 千円 (5,131,846 千円)
国民健康保険制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。
- ① 保険基盤安定等負担金（事業主体：市町村）

- ・ 低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額、未就学児に係る均等割保険料（税）の軽減相当額並びに出産被保険者に係る産前産後期間相当分の保険料（税）の免除相当額の一定割合を補填

② 国民健康保険特別会計繰出金

- ・ 法に基づく県負担分及び事業運営に要する費用

(2) 後期高齢者医療支援事業

12,464,048 千円（12,508,440 千円）

後期高齢者医療制度の安定運営のため、法に基づいた各種支援策を講じる。

① 医療給付費負担金（事業主体：後期高齢者医療広域連合）

- ・ 医療給付費の一定割合を負担

② 保険基盤安定負担金（事業主体：市町村）

- ・ 低所得者等の保険料の軽減相当額の一定割合を補填

5 ハンセン病療養所入所者等支援事業

2,533 千円（2,544 千円）

- ◆ 島根県藤楓協会と協力して、ハンセン病療養所入所者との交流を図るとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行い、偏見・差別の解消を目指す。

6 がん対策の推進

76,768 千円（75,842 千円）

- ◆ がん予防・がん検診の充実、がん医療の向上、がん患者・家族支援の 3 本柱で総合的かつ効果的ながん対策を推進する。

(1) 科学的根拠に基づくがん検診受診の充実促進

5,369 千円（5,275 千円）

- ・ 医師や市町村担当者等を対象としたがん検診従事者講習会を開催
- ・ 働き盛り世代のがん検診精密検査受診率向上事業を実施

(2) がん医療水準の向上

38,060 千円（38,000 千円）

- ・ がん診療連携拠点病院等への補助
- ・ がん情報提供促進病院へがん医療資質向上に係る研修会を委託

(3) 緩和ケアの推進

1,262 千円（1,549 千円）

- ・ 圏域ごとの緩和ケアネットワーク活動を支援
- ・ がん情報提供促進病院における苦痛のスクリーニング実施を支援

(4) がん患者家族への支援 11,528 千円 (11,055 千円)

- ・ がん診療連携拠点病院等の相談員研修の実施
- ・ がん患者の社会参加支援のため、ウィッグ等購入費を助成
- ・ 定期予防接種の再接種費用を助成する市町村に対し、費用の一部を補助

(5) がん教育の推進 9,173 千円 (8,547 千円)

- ・ 学校へ医師やがん経験者等の外部講師を派遣
- ・ 健康経営に取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定

7 特別会計 国民健康保険財政運営事業

61,061,070 千円 (59,273,013 千円)

- ◆ 国民健康保険の財政運営の責任主体として、特別会計を設置したうえで国民健康保険財政を運営する。

主要事業の概要（高齢者福祉課関係）

《 》は医療介護総合確保基金計画事業の内数

1 地域包括ケア推進事業

8,200 千円（8,200 千円）

◆ 医療、介護、予防等のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向け、県内各圏域において、市町村の取組を支援する。

- (1) 保健所による市町村の取組支援
- (2) 県全体の体制整備（関係機関連絡会議、担当国会議、研修会等の開催）

2 高齢者介護予防推進事業

744,083 千円（732,067 千円）

◆ 市町村における介護予防事業の実施等の取組を支援するため、地域支援事業交付金を交付する。

- (1) 総合事業 : 県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50%
- (2) その他の事業 : 県 19.25% 市町村 19.25% 国 38.5% 保険料 23%

3 認知症施策推進事業

116,422 千円（73,959 千円）

《内 35,158 千円》（《内 30,496 千円》）

◆ 認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援につながるよう、総合的かつ継続的な支援体制を確立する。

- (1) 地域における認知症の方への支援体制の充実
 - ① 認知症疾患医療センター（基幹型、地域型、連携型）の運営
 - ② 早期診断・早期対応のための人材育成
 - ③ 認知症コールセンター、若年性認知症相談支援センターの設置・運営
- (2) 介護指導者及び介護従事者を対象とした認知症介護研修の実施

4 介護給付費等負担金	12,182,939 千円 (12,409,978 千円)
◆ 介護（予防）給付費及び第 1 号保険料の軽減に係る県負担金	
(1) 介護保険法に基づく介護給付費及び介護予防給付費の県負担金	11,995,179 千円
・ 負担割合：県 12.5% 市町村 12.5% 国 25% 保険料 50% ただし、施設等に係る給付分については、県 17.5% 国 20%	
(2) 低所得者の第 1 号保険料の軽減強化に係る県負担金	187,760 千円
5 介護施設等整備推進事業	1,177,231 千円 (729,176 千円)
	《内 552,023 千円》（《内 375,878 千円》）
	うち補正 135,903 千円
◆ 第 9 期介護保険事業計画に基づき介護施設の整備及び開設準備を進める。	
(1) 介護施設等の整備に関する事業	552,023 千円
	《内 552,023 千円》
① 地域密着型サービス施設等の整備への助成	
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 施設 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 施設 ・ 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修 79 床	
② 介護施設（広域型を含む）の開設準備経費等への支援	
・ 開設等予定 看護小規模多機能型居宅介護事業所 等 11 箇所	
(2) 広域型特別養護老人ホーム等の整備への助成	215,567 千円
・ 改築 2 施設	
[制度創設]	
将来需要に基づく介護サービスの再編を伴う施設整備について、以下により支援を拡充	
・ 改築に係る補助単価の引上げ ・ 大規模修繕を対象に追加	
(3) 医療機関が医療療養病床を介護施設等へ転換するための整備への助成	14,238 千円
・ 1 病院 18 床	

(4) 高齢者施設等の防災・減災対策への助成

395,403 千円

① 水害対策強化事業（スロープ、エレベーター等の設置）への助成

② 非常用自家発電設備整備への助成

6 介護人材確保対策事業

1,030,830 千円（338,600 千円）

《内 218,584 千円》（《内 322,727 千円》）

うち補正 808,095 千円

◆ 介護の仕事のイメージアップ、多様な人材の確保・育成、人材の定着、介護現場革新を柱に取組を進める。

(1) 介護や介護の仕事に関する普及啓発イベントを関係機関と共同で開催

(2) 介護人材の確保、定着に取り組む市町村及び保険者の支援

(3) 訪問看護ステーションが潜在看護師を雇用した場合の支援、病院から訪問看護ステーションへの出向研修支援

(4) 「訪問看護支援センター」を設置し、訪問看護師の育成・確保等を総合的に実施

(5) 在宅医療・介護連携を進めるための研修会や圏域ごとの検討会を実施

新(6) 介護事業所におけるインターンシップモデル事業の実施

(7) 介護施設等が行う外国人介護人材の受入環境の整備や留学生への奨学金貸与等の取組を支援

新(8) 介護人材の確保・定着を図るため、業務効率化や職場環境の更なる改善の取組を行う事業所を支援

(9) 人材育成や処遇・職場環境の改善に取り組む事業者の宣言制度を運営

新(10) 訪問介護等事業者に対する人材確保体制の構築や経営改善に係る支援

新(11) 介護現場の周辺業務を担う介護助手の導入に係る O J T 研修の支援

(12) 業務環境改善のための介護ロボットや I C T 導入への支援

新(13) 介護現場の生産性向上や人材確保に関する相談窓口の開設

7 保険者機能強化推進事業

26,556 千円（27,750 千円）

◆ 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて、地域の現状分析や課題把握のための調査研究等を実施し、市町村がより効果的な取組を行えるよう支援する。

8 元気高齢者対策	94,574 千円 (52,479 千円)
◆ 元気な高齢者が地域の担い手となって、積極的に活動できる仕組みづくりを進める。	
(1) くにびき学園の運営や全国ねりんピックへの選手派遣を支援	45,930 千円
(2) 島根県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会の活動を支援	40,427 千円
新(3) 県内の各団体に所属し、地域で活躍されている高齢者の情報を発信	8,217 千円
9 旧軍人及び未帰還者等援護事業	29,463 千円 (27,608 千円)
◆ 旧軍人軍属、戦傷病者及び戦没者遺族等に対し恩給や各種給付金等の支給、療養給付等の援護を行う。また、中国残留邦人等帰国者の自立及び定着を支援する。	
10 高齢者施設等への物価高騰対策支援事業	341,688 千円 (152,500 千円)
◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている高齢者施設等を支援する。	
(1) エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている高齢者施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援	325,108 千円
(2) エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等を支援	16,580 千円
[負担割合] 県 1/2・事業者 1/2	

主要事業の概要(青少年家庭課関係)

1 子どもと家庭の相談事業

32,844 千円(32,148 千円)

◆ 児童及び児童のいる家庭が身近なところで相談できる体制を整備

(1) 児童相談所の体制整備

- ① 児童相談所への弁護士、保健師等の配置
- ② 弁護士、児童福祉司、児童心理司等の専門性強化のための研修の実施
- ③ 児童虐待防止対策強化のための広報啓発

(2) 市町村相談体制強化のための研修の実施

(3) 子どもと家庭電話相談事業

(4) ヤングケアラー支援体制強化事業

- ① 関係機関職員等を対象とした研修会の開催
- ② オンラインサロン（ヤングケアラーの悩みごと相談やレスパイトの場）を運営する民間団体の活動を支援

2 出雲児童相談所移転・新築事業

332,313 千円(57,987 千円)

◆ 児童の処遇環境の改善、施設の狭隘化の解消のため、施設の移転・新築を実施

(1) 整備概要

- ① 定員 15名（一時保護定員）
- ② 整備場所 元交通機動隊簸川訓練場（出雲市斐川町神氷）
- ③ 整備内容 一時保護所：児童の居室の男女混合処遇解消及び個室化の推進、学習室等の整備
管理棟：相談室及び執務スペースの不足の解消
- ④ 全体事業費 約17.5億円
- ⑤ 事業期間 令和5～9年度

- (2) 整備スケジュール等
 - 令和5～6年度 地質調査、基本設計、実施設計、工損事前調査
 - 令和7～8年度 工損事前調査、建設工事、移転
 - 令和9年度 供用開始、工損事後調査
- (3) 令和7年度事業内容
 - 工損事前調査、建設工事

3 社会的養育の推進

1,515,631 千円(1,631,588 千円)

◆ 家庭で生活することが困難な子どもを、里親や児童養護施設などで社会的に保護し、養育する

- (1) 施設入所児童支援事業
 - ① 児童養護施設、乳児院等への措置費
 - ② 児童養護施設等入所児童の自立支援、環境改善
 - ③ 進学や就職を行う児童養護施設退所者等への貸付事業実施団体に補助
- (2) 里親委託推進事業
 - ① 里親措置費
 - ② 里親の登録、育成
 - ③ 里親制度の普及啓発、里親・里子間の相互交流支援
 - 新④ 里親支援センターの設置及び運営等に必要な経費を支援
- (3) 児童養護施設等整備事業
 - ① 里親宅等の改修や備品購入等を支援

4 ひとり親家庭自立支援事業

17,938 千円（16,697 千円）

◆ ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活への支援や、就業・経済的な支援などを実施

- (1) ひとり親家庭学習支援
 - ① ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施する市町村を支援
[助成率] 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

(2) ひとり親家庭等自立支援事業

① ひとり親家庭等に対する各種相談、日常生活支援を実施

② ひとり親家庭の親と子に対して、就職に有利となる資格取得のための講習会や併せて就労相談等を開催し、安定した就労に結び付くよう、きめ細かな就労支援を実施

新③ ひとり親家庭等に対し、養育費の取り決めに係る公正証書作成費用等を補助

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

① 高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親への貸付事業を行う団体に補助

② 生活の安定を目指すひとり親家庭の親への就業等を条件に返還を免除する住宅支援資金貸付事業を行う団体に補助

5 困難を有する子ども・若者支援事業

16,557 千円 (26,592 千円)

◆ ひきこもりや不登校、発達障がいなど、社会生活を営む上で様々な困難を有する子どもや若者の自立につながる市町村の取組を支援

(1) 子ども若者自立支援総合推進事業

① 就労体験を受け入れる事業所の開拓や関係機関との連携強化などの取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2

② 圏域における支援拠点として、居場所の確保や社会・就労体験など社会とのつながりを回復させる取組を行う市町村を支援
[助成率] 1/2

(2) 県地域協議会運営事業

① 子ども・若者支援機関の相互理解と連携強化の促進

6 女性保護事業

114,620 千円 (105,892 千円)

◆ 様々な問題を抱える女性への相談活動やDV（配偶者等からの暴力）被害者等を一時保護し、問題解決に向けて支援

(1) 女性相談事業

① 女性相談センター等に女性相談支援員等を配置し、広く女性相談を実施

② 県民への啓発活動や適切な相談実施のための研修会等を開催

(2) 性暴力被害者支援センター事業

① 女性相談センターが中心となり、関係機関と連携して被害者を支援

② 民間支援団体と連携し、夜間休日の支援体制を強化

新③ 男性・男児の性暴力被害者支援相談窓口を開設し、相談支援を実施

新④ 第5次島根県DV対策基本計画の策定

(3) DV被害者等保護事業

① DV被害者等を一時保護所等において保護

② DV被害者の自立に向けた支援を実施

(4) 女性のつながりサポート相談事業

困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、NPO等の民間団体の知見を活用したきめ細かい相談支援を実施

7 児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業

9,909 千円 (0 千円)

◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている児童福祉施設等を支援

(1) エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている児童福祉施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

(2) エネルギー価格高騰の影響を受けている児童養護施設等の事業者が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等を支援

[負担割合] 県 1/2・事業者 1/2

主要事業の概要（子ども・子育て支援課関係）

1 結婚支援事業

187,351 千円（198,994 千円）

◆ 縁結びボランティア「はぴこ」、しまねコンピューターマッチングシステム「しまコ」による結婚支援や市町村と連携した総合的な結婚支援、しまね縁結びサポート企業等の支援強化を実施

(1) 市町村の結婚支援の取組支援

結婚支援体制の充実、広域化に加え、しまね縁結びサポートセンター事業への登録、活用等に向けた取組を支援

(2) しまね縁結びサポートセンター事業

県内2か所に設置した「しまね縁結びサポートセンター」で、独身者の縁結びをサポート

① 縁結びボランティア「はぴこ」の活動支援

② 「しまコ」の利用拡大に向け、登録料を女性は無料、男性は半額に期間限定で引下げ

(3) 県が実施する結婚支援事業

市町村等の連携強化や事業の広域展開を実施

① しまね結婚支援施策推進会議、圏域別ブロック会議の設置

② 県、市町村及び企業等が行う結婚支援に係る連携を強化する「結婚支援コンシェルジュ事業」を実施

③ 県内広域イベントの開催

新(4) しまね縁結びサポート企業等支援強化事業

社会全体で結婚を希望する独身男女を応援するため、企業等と連携した独身従業員への結婚支援の取組を強化

① 企業等の管理監督者等向け研修会を開催

② しまね縁結びサポート企業が独自に実施する取組を支援

(5) 未来デザイン事業

児童生徒や社会人等に対し、助産師・専門講師による妊娠・出産やライフプランに関する講座を実施

2 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援事業

185,582 千円 (348,351 千円)

- ◆ 結婚・妊娠・出産・子育てに負担感や不安を抱えている多くの若い世代が、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を構築

しまね結婚・子育て市町村交付金事業

出生数を増やすために市町村が取り組む「結婚支援」「妊娠・出産支援」「子育て支援」等の経費の一部を助成

3 子育てに関する経済負担対応事業

1,592,564 千円 (1,780,892 千円)

- ◆ 子育てに関する経済的負担を軽減

(1) 保育料軽減事業

所得の低い世帯等における3歳未満の第1子、第2子や多子世帯における3歳未満の第3子以降の保育料を軽減

(2) 児童手当交付事業

市町村が受給者に支給する児童手当の県負担分を交付

4 保育所等運営事業

6,690,130 千円 (6,045,813 千円)

うち補正 476,533 千円

- ◆ 私立保育所、認定こども園等が質・量ともに充実した保育サービスを提供できるよう運営に係る費用を支援するとともに、保育人材の確保等に向けた取組を実施

(1) 保育所等運営支援事業

多様な保育・教育を受けることができるよう「適切な量の確保」と「質の向上」に向け、保育所等へ運営費を給付
[負担割合] 国 1/2・県 1/4・市町村 1/4

(2) 小規模民間保育所運営対策事業

中山間地域・離島等の人口減少地域に必要な保育環境を維持するため、定員割れが生じている小規模な保育所（利用定員20人）の運営費を支援

(3) 保育士の確保・定着支援事業

保育環境の充実を図るため、保育士の確保・定着に向けた取組を推進

- ① 保育士養成施設の学生を対象として修学資金等を貸付
- 拡② 自宅からの通学が難しい石見・隠岐地域等の出身学生が県内の保育士養成施設に進学する際の家賃を貸付
(令和7年度より対象地域として新たに安来市及び雲南市を追加)
- ③ 保育士等の採用が困難な保育所等を支援するため、人材派遣会社等と連携し、保育士等の人材確保を推進
- ④ 保育所の職員等を対象とした、働きやすい職場づくり等に関するセミナーを実施
- 新⑤ 将来の職業の選択肢の一つとして保育士を選んでもらえるよう、小中高生を対象に仕事体験等の保育士の仕事を知る機会を設け、保育士の魅力発信・向上を推進
- 新⑥ 保育所等における不適切な保育等の防止を図るため、対策協議会を設置

5 地域の子育て支援事業

717,838 千円(661,015 千円)

◆ 保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とした支援を実施

- (1) 地域の子育て支援事業
一時預かり事業、延長保育事業等に要する経費の県負担分を市町村へ助成
[負担割合] 国1/3・県1/3・市町村1/3 他
- (2) しまねすくすく子育て支援事業
交付金（メニュー方式）により、国庫補助の対象とならない小規模な保育や既存制度では対応できない子育て家庭のニーズに対する市町村の取組を県単独で支援

6 放課後児童クラブ支援事業

1,076,744 千円(986,535 千円)

◆ 放課後児童クラブ（以下「クラブ」と略）の待機児童解消や利用時間延長に向けた取組に加え、児童がクラブで充実した時間を過ごすための環境整備を支援

- (1) 運営支援
クラブの運営や環境整備、支援員等の処遇改善などに要する経費の県負担分を市町村へ助成
- (2) 待機児童対策
 - ① 利用定員を増やす場合に必要な運営費や改修等の経費の一部を助成
※ 利用時間延長を実施する場合の改修費等の補助基準額を加算
 - ② 国の補助制度と協調し、市町村、社会福祉法人等が行うクラブの施設整備費の一部を助成

- ③ 保育所等による放課後児童預かりに必要な経費の一部を助成
- ④ 保育所等の整備に併せて、クラブを一体的に整備する際の保育所の施設整備費の一部を助成

新(3) 長期休業一時預かり事業
夏休み等長期休業期間中の一時預かりの実施に必要な経費の一部を助成（モデル事業から本格実施へ移行）

(4) 利用時間延長対策
クラブが閉所する時間を平日 19 時以降、夏休み等長期休業期間中に開所する時間を 7 時 30 分以前とするために必要な人件費の一部を助成

(5) 機能向上事業

新① 体験等の主体的な遊びの実施や学習習慣の定着に資する取組等に必要な経費の一部を助成

新② 市町村の圏域担当者会議やクラブの集合研修・情報共有会等を実施

③ クラブへの巡回支援や、クラブの充実に向けた施策の企画、調整等を行う「放課後児童支援スーパーバイザー」を配置

(6) 放課後児童支援員等確保対策

① 放課後児童支援員認定資格研修の拡充を継続

② クラブの従事経験の短い職員等を対象とした初任者研修を実施

拡③ 市町村や大学、シルバー人材センター、人材派遣会社等と連携し、不足している放課後児童支援員等の確保対策を実施
※ シルバー人材の活用を推進するため、現行の養成講習に加え、中山間地域等でのミニ講習会の実施やマッチングの強化を図る。

7 保育施設等への物価高騰対策支援事業

17,631 千円（0 千円）

◆ エネルギー価格高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱費を支援

主要事業の概要（障がい福祉課関係）

1 障がい者サポート体制強化事業

161,609 千円（114,661 千円）

- ◆ 視聴覚障がい者に対する各種支援や相談等の事業を実施している施設について、ＩＣＴ機器等の活用を支援する総合的なサービス拠点の設置や、歩行訓練を含む生活訓練に適時対応するための人員を増員し、サポート体制の強化を図る。

【松江】ライトハウスライブラリー（視覚）、島根県聴覚障害者情報センター（聴覚）

【浜田】島根県西部視聴覚障害者情報センター（視聴覚）

新(1) 総合的なサービス拠点（ＩＣＴサポートセンター）の設置

- ・ ＩＣＴ機器の相談対応を行う専属職員を配置
- ・ 障がい者に対するＩＣＴ機器の紹介や貸出、利用に係る相談に適時対応

拡(2) 歩行訓練体制の強化

- ・ ライトハウスライブラリー、島根県西部視聴覚障害者情報センターに１名ずつ歩行訓練士を増員
- ・ 訓練士が訓練に専念できる体制を確保し、歩行訓練を含めた生活訓練等を実施

2 障がいを理由とする差別解消推進事業

10,527 千円（10,028 千円）

- ◆ 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進する。

(1) 「あいサポート運動」による普及啓発

- ・ 研修講師（メッセンジャー）の養成研修の実施
- ・ 企業等に対するあいサポート企業・団体の認定
- ・ ヘルプマークの普及啓発

(2) 相談体制の整備

- ・ 相談対応のための相談員配置
- ・ 相談事案の共有を図るための島根県障がい者差別解消支援地域協議会の運営

3 障がい者就労支援事業

173,217 千円 (170,503 千円)

◆ 障がい者の就労を通じた自立支援のため、支援拠点を中心に支援ネットワークを構築して就労移行の促進を図るとともに、就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取組を支援する。

- (1) 障がい者の就労・職場定着の支援
 - ・ 障害者就業・生活支援センターに、障がい者の生活支援を行う生活支援員と、雇用・実習の場の拡大を行う障がい者雇用促進支援員を配置
- (2) 企業等への就職に向けたステップアップの場として県庁内にワークセンターを設置
 - ・ 障がい者を5名、支援員を3名配置
- (3) 島根県障がい者就労事業振興センターの運営
 - ・ 商品の共同販売、人材育成、アドバイザー派遣等を実施
 - ・ 受注拡大のためのコーディネーターを配置
 - ・ 農業経営者と就労継続支援事業所のマッチングを支援
- (4) 事業所の工賃向上のために必要な設備整備費用を助成
- (5) 農業の施設外就労を推進するため、農作業等を請け負う事業所を支援
 - ・ 農福連携地域コーディネーターを配置
 - ・ 農業専門家の派遣
 - ・ 新たに農作業を請け負う事業所に対し、就労環境づくりに必要な経費の助成や奨励金を支給
 - ・ 販売促進支援助成金を支給

4 在宅心身障がい児援護事業

78,579 千円 (66,409 千円)

◆ 重症心身障がい児（者）等の在宅生活を支援する。

- (1) 巡回等療育支援事業
 - ・ 巡回又は送迎により、重症心身障がい児（者）へのサービスを提供する事業所へ経費を助成
- (2) サービス基盤整備事業
 - ・ 重症心身障がい児（者）を受け入れるために、看護職員等を雇用する事業所へ経費を助成

- (3) 医療的ケア児支援体制整備事業
 - ・ 各種サービスや支援を調整するコーディネーターを養成
- (4) 医療的ケア児支援センター運営事業
 - ・ 広域的・専門的な相談支援を行う医療的ケア児支援センターを運営
- (5) その他
 - ・ 関係団体への活動支援、支援者研修会の開催

5 発達障がい者支援体制整備事業

112,816 千円(108,145 千円)

- ◆ 発達障害者支援センターを中心として発達障がい者をライフステージに応じて支援する。
 - (1) 本人及び家族への支援
 - ・ 本人等への専門的な相談支援、ペアレントメンターの養成、成人期の自立や就労支援のための研修
 - (2) 市町村を中心とした体制整備への支援
 - ・ 地域支援マネジャーによる専門的な指導・助言
 - (3) 発達障がい初診前アセスメント強化事業
 - ・ 医療機関における初診待機期間を短縮するため、心理職による事前問診・検査を実施
 - (4) 人材育成及び県民への普及啓発
 - ・ 保育士や事業所職員等への専門研修、啓発フォーラムの開催

6 子どもの心の診療ネットワーク事業

22,714 千円(20,643 千円)

- ◆ 様々な子どもの心の問題や発達障がい等に対応するため、拠点病院・協力病院を中核とし、各圏域における関係機関の連携体制を構築する。
 - (1) 相談支援体制強化事業
 - ・ 拠点病院（県立こころの医療センター）に臨床心理士等3名を配置し、各圏域の相談体制を強化

(2) 発達障がい等子どもの心の診療対応力向上事業

- ・ かかりつけ医等を対象にした研修会等の開催
- ・ 協力病院（島根大学医学部）に心理職 1 名を配置し、診療充実に向けた事例検討や受診動向の分析を実施

7 障がい者施設等整備事業

422,232 千円（423,951 千円）
うち補正 211,116 千円

◆ 障がい福祉施設の施設整備費用に係る経費を助成する。

障がい者の自立した地域生活実現のため、住まいの場としてのグループホームや日中活動の場としての通所事業所等の整備を支援

〔箇所数〕 4 か所

〔負担割合〕 国1/2・県1/4・事業者1/4

8 ひきこもり支援地域体制整備事業

19,070 千円（24,177 千円）

◆ 身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりを進める。

市町村による「ひきこもり地域支援センター」、「ひきこもり支援ステーション」の立ち上げを支援

〔負担割合〕 国1/2・県1/4・市町村1/4

9 障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業

126,322 千円（50,200 千円）

◆ エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている障がい福祉サービス施設等を支援する。

(1) 光熱費及び食材料費の支援

エネルギー価格・食材価格高騰の影響を受けている障がい福祉サービス施設等に対して、光熱費及び食材料費を支援

(2) エネルギーコスト削減対策支援

エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等を支援

〔負担割合〕 県 1/2・事業者 1/2

10 障がい福祉人材確保・職場環境改善等総合対策事業

249,230 千円（7,930 千円）

うち補正 249,230 千円

- ◆ 障がい福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職防止・職場定着を推進する。また、障がい者の生産活動の効率化等を通じて安定的な経営を確保する。

新(1) 障がい福祉人材の確保

業務効率化や職場環境の更なる改善を図るため、障がい福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対して助成
〔負担割合〕 国 10/10

(2) I C T・介護ロボット等導入

障がい福祉サービス事業所等における業務効率化や職員の負担軽減を図るため、I C T機器や介護ロボット等の導入に係る経費を支援

〔負担割合〕 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4

新(3) 障がい者就労施設における生産活動の効率化

障がい者就労継続支援事業所の経営改善を図るため、I C T機器や工作機械等の導入に係る経費を支援

〔負担割合〕 国 1/2・県 1/4・事業者 1/4

主要事業の概要（薬事衛生課関係）

※《 》は医療介護総合確保基金計画事業で内数

1 感染症の医療体制整備事業

602,702 千円（446,136 千円）
うち補正 300,903 千円

◆ 感染症の患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、感染症に迅速かつ的確に対応するための施策を推進

(1) 新型インフルエンザ等対策費

- ① 新型インフルエンザ等発生時の初動対応や、受入医療機関を確保
- ② 発生に備え備蓄している個人防護具等を更新

(2) 感染症指定医療機関運営費

- ① 感染症患者等への医療を担当する感染症指定医療機関の感染症病床運営費を支援
- ② 感染症病床及び結核病床を有する公的病院に対して、病床維持に係る経費を支援

(3) 流行初期医療確保措置

- ① 新興感染症の発生時に速やかに対応するための施設・設備整備の支援及び感染対策研修実施
- ② 感染症法に基づき、流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用（審査支払機関が構築するシステムの運用保守経費）を負担

2 感染症予防対策推進事業

84,700 千円（72,630 千円）

◆ 感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症発生動向の把握や情報提供、並びに検査等を実施

(1) 感染症予防事業

- ① 感染症予防従事者への研修等の開催

② 動物由来感染症対策推進のため、調査研究・啓発活動を実施

(2) 感染症発生動向調査事業

各医療機関からの患者情報や病原体情報の収集・分析や、その情報提供を実施

(3) 感染症流行予測調査事務

予防接種法に基づく定期接種対象疾病について、集団免疫の現況把握等のため、感染症流行予測調査（日本脳炎、H P V感染症）を実施

(4) 予防接種事故対策費

予防接種に対する信頼性の確保や接種率の向上のため、予防接種による健康被害者救済に係る給付費を負担

(5) 感染に係る相談及び検査事務

肝炎・梅毒の早期発見・早期治療推進のため、保健所・委託医療機関においてC型・B型肝炎ウイルス検査・梅毒検査を実施

(6) 肝がん等重症化予防事業

肝炎ウイルス陽性者を早期治療につなげ、肝がん等重症化を予防するため、フォローアップ（精密検査・定期検査費用助成）等を実施

(7) 風しん抗体検査緊急対策事業

先天性風しん症候群の予防を目的とし、妊娠を希望する女性等に無料抗体検査を実施

3 結核対策推進事業

26,815 千円（22,038 千円）

◆ 我が国の主要な感染症である結核について患者等の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保するとともに、迅速かつ的確に対応するための施策を推進

(1) 結核予防事業

定期健康診断の受診率向上や早期発見に向けた啓発活動を実施

(2) 結核医療費公費負担事務

(3) 結核に関する健康診断事業

(4) 結核適正医療確保事業

- ① 結核患者への適正な医療の提供を目的とした感染症診査協議会結核部会を開催
- ② 医療従事者等を対象とした研修会等を開催

4 エイズ予防対策推進事業

2,341 千円 (3,309 千円)

◆ エイズのまん延防止のため、正しい知識の普及啓発、エイズ相談・検査の実施、研修等の医療機関への支援を実施

(1) エイズ対策推進に係る研修・人材養成事業

エイズ対策を推進するために必要な人材を養成するための研修派遣等を実施

(2) エイズの治療拠点病院治療ケア促進事業

県内の医療機関における治療やカウンセリングの支援を行い、患者の受入体制を整備

(3) HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

エイズ相談・検査を実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施

5 食品衛生対策推進事業

81,223 千円 (86,603 千円)

◆ 食品衛生法に基づく、許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成、及び消費者に対する食品衛生知識の普及・啓発を実施

(1) 食品衛生に関する啓発・情報発信事業

- ① 研修会や講習会の開催
- ② リスクコミュニケーション等を通じた県民への情報発信

(2) 食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務

- ① 「島根県食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導を実施
- ② 県内で製造・流通・販売している食品等の食品添加物や残留農薬の検査を実施

(3) 食品衛生関係指導・育成事業

- ① 食品関係営業施設への巡回指導を実施
- ② 食品衛生責任者講習会等を実施

6 動物管理等対策事業

39,492 千円 (37,371 千円)

◆ 動物愛護思想の普及啓発や保健所に収容された動物の譲渡等を実施

- (1) 県民への動物愛護思想や適正飼育の普及啓発事業
- (2) ボランティアと連携した収容された動物の譲渡事業
- (3) 猫の不妊去勢手術補助事業

県内に居住する個人に対し、猫の不妊去勢手術に係る費用の一部を助成
〔助成額〕 雄 5 千円、雌 1 万円

7 薬剤師確保対策事業

12,765 千円 (7,243 千円)

《内 8,820 千円》《内 4,600 千円》

◆ 中山間地域・離島や小規模病院等における薬剤師不足に対応するため、薬剤師確保を図るための事業を実施

- (1) 薬剤師奨学金返還助成事業

在学期間中に奨学金の貸与を受け、新たに県内の医療機関・薬局に就業する薬剤師（既卒の薬剤師を含む）に対し、奨学金の返還を雇用主と共同で助成

〔助成上限額〕 2 万円／月 〔助成期間〕 最長 1 2 年

- (2) 薬剤師確保対策事業

① 高校生の薬学部進学促進のため、セミナーを開催

② 薬剤師の県内就業促進のため、就職説明会を開催

③ 高校生に対し、地域枠設置大学の薬学部見学の旅費を支援

新④ 薬学生等に対し、病院薬剤師の就業促進のため、病院見学等の旅費を支援

新⑤ 県内就業の魅力や各種支援制度を発信するためのポータルサイトを制作

8 薬局・一般公衆浴場への物価高騰対策支援事業

33,244 千円 (0 千円)

◆ エネルギー価格高騰の影響を受けている薬局・一般公衆浴場に対して、光熱費を支援

人 員 配 置 表

(1) 本庁

課名	一般職員			
	事務	技術	その他	計
健康福祉総務課	22	5		27
地域福祉課	24			24
医療政策課	23	54		77
健康推進課	20	9		29
高齢者福祉課	27	2		29
青少年家庭課	19	1		20
子ども・子育て支援課	18			18
障がい福祉課	20	1		21
薬事衛生課	5	16		21
計	178	88		266

(2) 地方機関

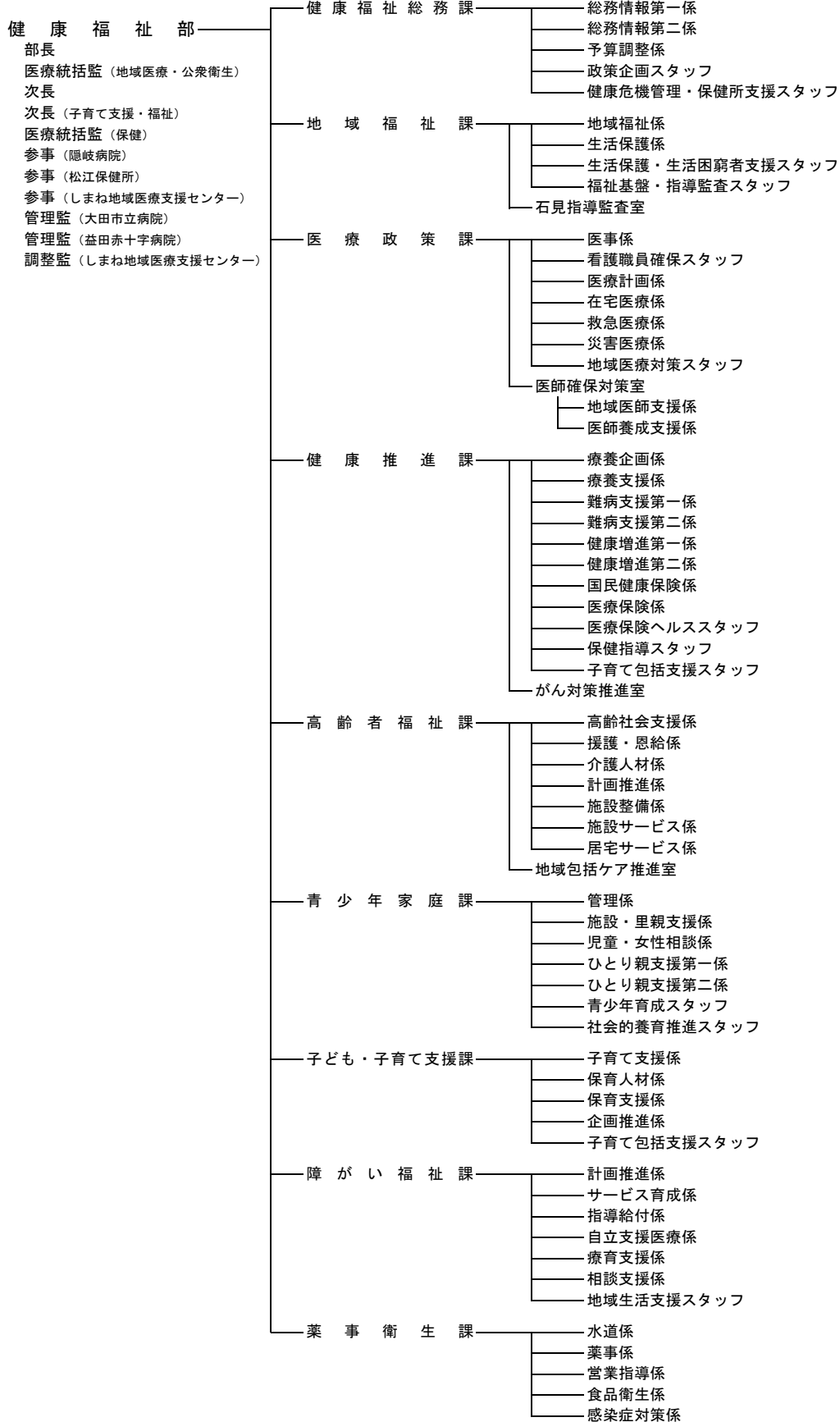
課名	一般職員			
	事務	技術	その他	計
隠岐保健所	4	19		23
松江保健所	3	18		21
雲南保健所	7	20		27
出雲保健所	5	33	1	39
県央保健所	4	25		29
浜田保健所	6	24		30
益田保健所	6	23		29
保健環境科学研究所	4	31		35
島根あさひ社会復帰 促進センター診療所	2	8		10
中央児童相談所	6	25		31
出雲児童相談所	2	20		22
浜田児童相談所	6	13		19
益田児童相談所	6	9		15
わかたけ学園	1	19		20
女性相談センター	4	5		9
心と体の相談センター	6	7		13
食肉衛生検査所	1	10		11
計	73	309	1	383

合計	251	397	1	649
----	-----	-----	---	-----

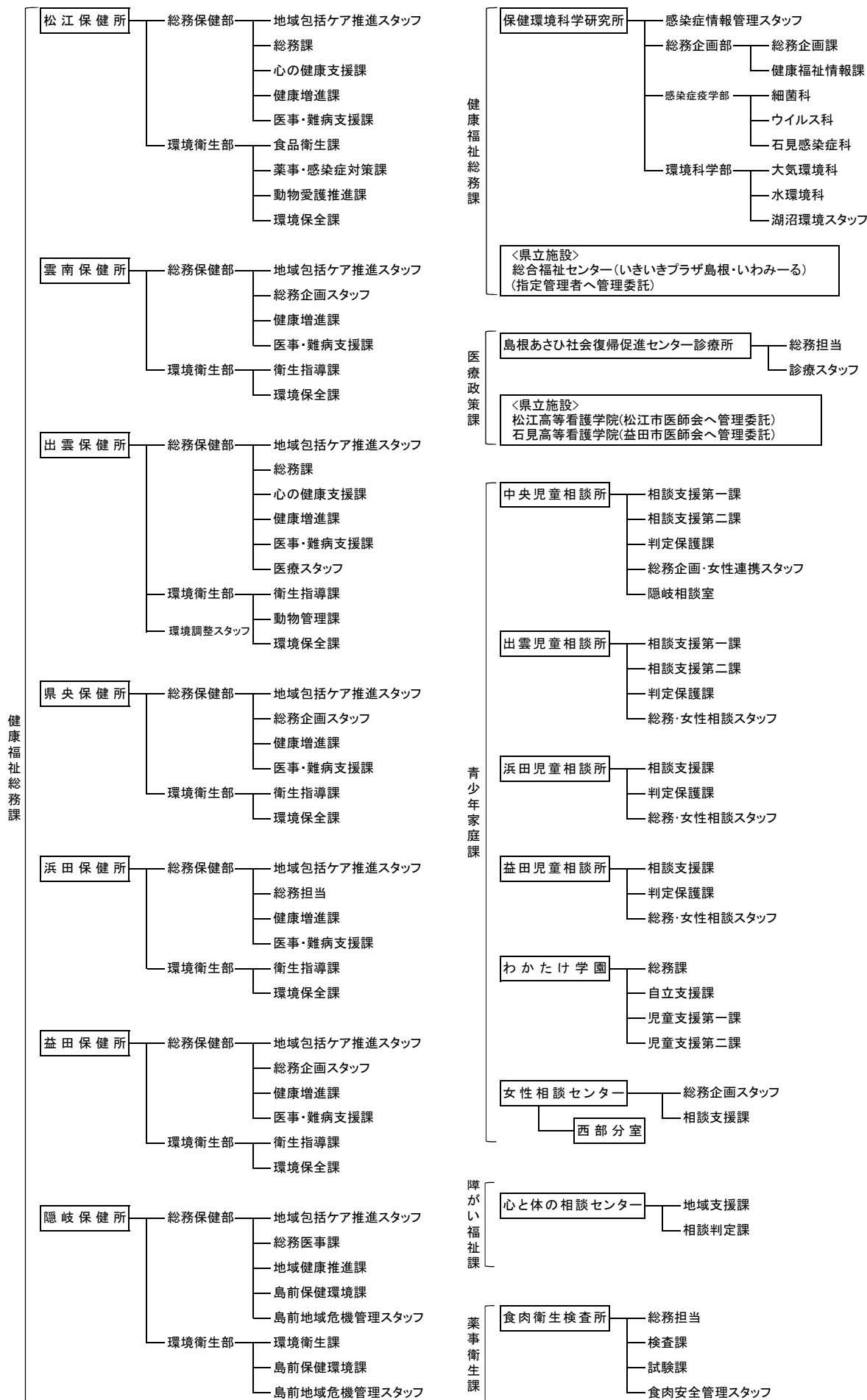
(注)一般職員の「その他」は、現業職と行政事務を担当する行政職への転職者

健康福祉部の組織（令和7（2025）年4月1日）

（1）本庁



(2) 地方機関



各課の所掌事務

健康福祉総務課

- (1) 保健所及び保健環境科学研究所に関すること
- (2) 保健福祉統計に関すること
- (3) 社会福祉法人島根県社会福祉事業団の業務運営の指導に関すること
- (4) 総合福祉センターに関すること
- (5) 原子力災害時における要配慮者の避難対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く）

地域福祉課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設の監査指導に関すること
- (2) 社会福祉連携推進法人に関すること
- (3) 地域福祉の推進に関すること
- (4) 民生委員に関すること
- (5) 生活保護に関すること
- (6) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
- (7) 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に関すること

医療政策課

- (1) 病院、診療所その他の医療施設に関すること
- (2) 保健医療提供体制の整備に関すること
- (3) 救急医療対策、災害医療・原子力災害医療対策及びへき地医療対策に関すること
- (4) 医師、歯科医師、看護師その他の保健医療関係者に関すること
- (5) 高等看護学院に関すること
- (6) 公益財団法人島根県環境保健公社の業務運営の指導に関すること
- (7) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部島根県済生会に関すること
- (8) 医師の確保に関すること（医師確保対策室）
- (9) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に関すること

健康推進課

- (1) 難病・小児慢性特定疾病に関すること
- (2) 原爆被爆者の健康管理に関すること
- (3) 栄養の改善及び指導に関すること
- (4) 栄養士及び調理師に関すること
- (5) 健康増進に関すること
- (6) 歯科保健に関すること
- (7) 母子保健に関すること
- (8) 生活習慣病の予防に関すること
- (9) 保健指導に関すること
- (10) 保健師の指導に関すること
- (11) 衛生教育に関すること
- (12) 高齢者の医療の確保に関すること（他課の所掌に属するものを除く。第 14 号において同じ）
- (13) 国民健康保険に関すること
- (14) 保険医療機関及び保険薬局の指導に関すること（国民健康保険及び後期高齢者医療に係るものに限る）
- (15) 食育に関すること
- (16) 育成医療及び肝炎医療費助成に関すること
- (17) 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根の業務運営の指導に関すること
- (18) がん対策の推進及び総合調整に関すること（がん対策推進室）

高齢者福祉課

- (1) 高齢社会対策の総合調整に関すること
- (2) 介護保険に関すること
- (3) 老人福祉に関すること
- (4) 介護保険事業支援計画の進行管理に関すること
- (5) 高齢者対策の推進に関すること
- (6) 未帰還者及び引揚者の援護に関すること
- (7) 旧軍人軍属及びその遺族の援護に関すること
- (8) 地域包括ケアの推進に関すること（地域包括ケア推進室）

青少年家庭課

- (1) 児童福祉に関すること（保育、障がい児の福祉及び母子保健に関するものを除く）
- (2) 児童虐待の防止等に関すること
- (3) 母子家庭、寡婦及び父子家庭の福祉に関すること
- (4) 青少年の健全育成の推進及び総合調整に関すること
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること
- (6) 児童扶養手当に関すること
- (7) 児童相談所、わかたけ学園及び女性相談センターに関すること

子ども・子育て支援課

- (1) 少子化対策の推進及び総合調整に関すること
- (2) 児童福祉に関すること（保育に関するものに限る）
- (3) 児童手当に関すること

障がい福祉課

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援に関すること
- (2) 身体障がい者福祉に関すること
- (3) 知的障がい者福祉に関すること
- (4) 精神保健及び精神障がい者福祉に関すること
- (5) 発達障がい者の支援に関すること
- (6) 自死総合対策の総合調整に関すること
- (7) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 10 年島根県条例第 25 号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く）
- (8) 心と体の相談センターに関すること

薬事衛生課

- (1) 薬剤師、登録販売者、理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること
- (2) 旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の衛生に関すること
- (3) 墓地、火葬場等に関すること
- (4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- (5) 薬事及び毒物劇物に関すること
- (6) 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚醒剤に関すること
- (7) 血液事業に関すること
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- (9) 薬物乱用防止に関すること
- (10) 薬剤師の確保に関すること
- (11) 水道及び飲料水に関すること
- (12) 食の安全に関すること
- (13) 食品衛生に関すること
- (14) と畜場及びと畜に関すること
- (15) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること
- (16) 化製場等に関すること
- (17) 狂犬病予防及び犬による危害の防止に関すること
- (18) 動物の愛護及び管理に関すること
- (19) 食肉衛生検査所に関すること
- (20) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に関すること
- (21) 建築物の衛生管理に関すること
- (22) ねずみ（野そを除く）及び衛生害虫に関すること
- (23) 住宅宿泊事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く）
- (24) 結核その他の感染症の予防及び医療の提供に関すること
- (25) 笹ヶ谷周辺地区住民健康管理事務に関すること